

# ラオス民事訴訟法（2012年改正）（2）

元ラオス法律人材育成強化プロジェクト専門家（2010年～2017年）

弁護士 石岡 修

## 【目次】

はじめに ～和訳にあたって

第Ⅰ編 総則

第Ⅱ編 民事訴訟手続の基本原則

第Ⅲ編 訴訟手続における裁判所の権限及び責務

第1章 訴訟手続における各審級の人民裁判所の権限及び責務

第2章 民事部の管轄

第3章 労働部の管轄

第4章 商事部の管轄

第5章 家事部の管轄

第6章 少年部の管轄

第Ⅳ編 訴訟手続の主体

第1章 訴訟手続に責任を負う者

第2章 人民検察院において訴訟手続に責任を負う者

第Ⅴ編 訴訟手続への参加

第1章 訴訟手続に参加する者

第2章 訴訟手続における代理人

第Ⅵ編 事件における証拠

第Ⅶ編 裁判所の強制措置

第1章 請求を保全するための強制措置

第2章 緊急の一時的強制措置

第Ⅷ編 召喚状及びその他の裁判書類の発行、送付及び告知

第Ⅸ編 預入金及び裁判費用 [以上、2018年9月号掲載]

第Ⅹ編 第一審裁判所における訴訟手続

第1章 裁判所に対する訴え及び非訟申立

第2章 検討のための訴状の受理

第3章 共同の訴え

第4章 事件記録の調査

第5章 当事者間の調停

第6章 第一審裁判所における尋問手続の準備

第XI編 期日

第1章 第一審の法廷における尋問に関する一般原則

第2章 開廷手続

第3章 弁論

第4章 密室での検討及び判決言渡

第XII編 控訴審裁判所における訴訟手続

第1章 第一審の裁判に対する控訴申立及び異議申立の権利

第2章 控訴審裁判所における事件の検討

第3章 控訴審裁判所における尋問手続

第XIII編 破棄審裁判所における訴訟手続

第1章 裁判所の判決に対する破棄申立及び異議申立の権利

第2章 破棄審裁判所における事件の検討手続

第XIV編 判決の執行

第XV編 再審

第XVI編 民事非訟申立がある場合の手続

第1章 民事非訟申立に関する一般原則

第2章 行為無能力であることの認定を求める申立

第3章 失踪又は死亡の宣告を求める申立

第4章 土地登記証の紛失の確認を求める申立

第5章 債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立

第XVII編 民事訴訟手続に関する国際協力

第XVIII編 最終条項 [以上, 本号掲載]

## 第Ⅹ編

### 第一審裁判所における訴訟手続

#### 第1章

#### 裁判所に対する訴え及び非訟申立<sup>283</sup>

##### 第161条（改訂） 第一審として判決をする人民裁判所

地区人民裁判所及び県、首都人民裁判所は、情報、証拠及び法律に基づき、第一審として判決をする管轄を有する。

##### 第162条（新設） 裁判所に対する訴え及び非訟申立

人民裁判所は、以下にかかる人又は組織の訴え及び非訟申立を審理する。

1. 紛争になっている何らかの問題の解決を求める訴え。
2. 紛争になっていない<sup>284</sup>何らかの問題に関する確認又は認定<sup>285</sup>を求める非訟申立。

##### 第163条（改訂） 裁判所に対する訴え及び非訟申立の権利

人又は組織は、紛争を解決し又は他人に侵害され若しくは争われている<sup>286</sup>自身の権利及び利益を守るために、法律に定めるところに従い裁判所に訴える権利を有する。

人又は組織は、紛争となっていない何らかの問題、例えば死亡、失踪、行為無能力の宣告、土地登記証紛失の確認、所有者のいない又は不明な物の国家による没収及びその他の問題などについて、審理のうえ確認又は認定することを求めて非訟申立をする権利を有する。

##### 第164条（新設） 他人の権利及び利益を守るために訴える権利

人民検察院又は関係国家機関は、国家又は社会の利益が、他人又は他の組織によって争われ又は侵害されている場合に、これを守るために訴えを提起する権限を有する。

所有者が知らない又は自ら訴えを提起できない場合に、他人又は他の組織からの侵害又は権利主張<sup>287</sup>があって、それが甚大な被害をもたらさうるときは、自身の所有物<sup>288</sup>ではな

<sup>283</sup> 「非訟申立」＝「ガーンホーンコー」。脚注1参照。

<sup>284</sup> ここで言う「紛争になっていない」には、被告が逃亡している場合の債務弁済請求も含まれることに注意が必要である。脚注1参照。

<sup>285</sup> 「確認」＝「ヤンユーン」、「認定」＝「ハップフー」。脚注3参照。

<sup>286</sup> 「争われ」＝「トゥークトローニェーン」。脚注117参照。

<sup>287</sup> 「権利主張」＝「トローニェーン」。前脚注同様、この「トローニェーン」はテクニカルタームとして3条3号が定めるそれ（その場合同じラオ語であるが「反論」と訳している）とは異なる。一般的な用語として、自己に権利があるとして争うようなニュアンスと思われることから（脚注117参照）、ここでは「権利主張」と訳している。

<sup>288</sup> 「所有物」＝「ガマシット」。民法典起草過程の議論などを聞く限り、ラオスで「ガマシット」というとき、権利たる「所有権」を指す場合と権利の対象たる「所有物」を指す場合の両方が見受けられる。「シット」は「権利」であるから厳密には「ガマシット」は「所有権」のラオ語として導入されたと思われるが、抽象的な権利と具体的な対象物とを明確に区別するような意識が乏しいことから両方の意味で使われるようになったのではないかと推測する。ここでは文脈上「所有物」とした。

い物を占有する者、例えば賃借人、管理人、借り主もまた、所有者と同様に、物の返還を請求し、妨害の停止若しくは障害<sup>289</sup>の除去を求め又はその他の管理のため、訴えを提起する権利を有する。

人民検察院、青年同盟、女性同盟<sup>290</sup>又は家族は、女性及び子どもが自ら訴えを提起することができない状況にあると思われる時は、その者の権利及び利益を守るために、法令の定めるところに従い訴えを提起する権限を有する。

### 第165条（改訂） 民事訴訟をもたらす事由

裁判所は、以下の事由がある場合に訴訟手続を行う。

1. 解決を求め又は権利及び利益の保護を求める人又は組織の訴状があるとき。
2. 何らかの問題について認定することの検討を求める人又は組織の非訟申立書があるとき。
3. 法律が認めている場合に、他人の権利及び利益を保護することを求める人又は組織の訴状があるとき<sup>291</sup>。
4. 国家又は社会の利益を守るための人民検察院の訴状があるとき。

## 第2章

### 検討のための訴状の受理

### 第166条 訴状

訴状とは、人又は組織が裁判所に提出する書面であって、自らの権利及び利益が他人に侵害され又は争われているために損害を受けている旨述べるものである。

訴状は、以下の内容を主たる要素として記載する。

1. その訴状を提出する裁判所名。
2. 原告及び被告の氏名及び住所。原告又は被告が法人である場合、その法人の事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所も記載する。
3. 訴状を提出するに至った原因たる出来事及び裁判所が判決する上でその裏付けとなる証拠。

<sup>289</sup>「妨害」＝「キークワーン」、 「障害」＝「ウッパサック」。一応訳し分けているが、両者は多くの場面で重なる言葉のようである。厳密には前者より後者の方が広い概念のようである。例えば道路に障害物が落ちていたり、人が道路をふさいでいたりする場合、前者を使うことが多いが、後者も使えるようである。他方、より抽象的な「問題」があつて前に進めない場合、例えば人生における何らかの問題が生じたときなどは後者を用い、この場合前者は用いないようである（以上は一般のラオス人に対する聞き取りによる）。ここでは、前者を具体的なものというニュアンスを含めて「妨害」とし、後者をより抽象的な者を含む趣旨で「障害」と訳した。

<sup>290</sup>「青年同盟」＝「カナサーオヌム」、 「女性同盟」＝「サハパンメーニン」。「カナ」は会議など、「サハパン」は同様に「集まり」であるがより社会主義的なニュアンスを伴う言葉のようである。「青年同盟」の正式名称は「スーンガーンサーオヌムパサーソンパティワットラーオ」（ラオス人民革命青年同盟）と思われるが、「スーンガーン」ではなく「カナ」を使うこともあるようである。

<sup>291</sup>直訳は「他人の権利及び利益を保護することを法律が認める人又は組織からの訴状があるとき」

4. 事件の価額。
5. 原告の求める事項<sup>292</sup>。
6. その他事件に係る書類を訴状に添付する。

訴状には、原告又は代理人が署名又は拇印し、押印し、裁判費用法に定めるところに従い事件に応じた預入金を納めさせる。代理人については、適正な委任状がなければならない。

#### 第167条（新設） 訴状の提出

訴えを提起しようとする人又は組織は、裁判所の書式に従って訴状を記載し、関係書類を添付し、管轄裁判所に提出しなければならない。

訴状は、原本と写しの2通を作成しなくてはならない。

#### 第168条（新設） 訴状及び添付書類

訴状を受け取った<sup>293</sup>ら、裁判所は当該訴状が裁判所の定めた規則に従って作成されているか否か及び添付書類が所定のリストに照らして十分であるか否かを審査しなければならない。適正且つ十分であると判断されたときは、裁判所は当該事件が自身の管轄にあるか否か確認し、自身の管轄にないときは、裁判所は〔訴状を〕返却し、管轄を有する裁判所に提出するよう指示する。さらに、裁判所は裁判所に提出された事件が法律に定めるところに従い調停を経ているか否か確認し、必要があれば、検討のために受理する前に調停をするよう当事者に指示しなければならない。

#### 第169条（新設） 添付する書類及び証拠

訴状で言及された事件に係る書類又は証拠は、訴状とともに提出され、事件記録に綴られなければならない。言及された書類又は証拠を提出することができないときは、裁判所は訴状を受けとるが、その者に指示して事後に提出させ、事件記録に綴らなくてはならない。

#### 第170条（改訂） 訴状の不受理<sup>294</sup>

裁判所は、以下の場合には訴状を検討のために受理しない。

---

<sup>292</sup>「原告の求める事項」＝「ガーンホーンコー」。日本の「請求の趣旨」に近く、結論として裁判所に何をしてほしいのか記載する。

<sup>293</sup>「訴状を受け取った」＝「ハップカムホーンフォーン」。この段階の受け取りは事実上のものに過ぎず、この後不受理となる可能性がある（185条参照）。171条、172条の「受理（ハップアオ）」も同様。事件が正式に裁判所に係属するのは「クンフォーン」（「事件係属」と訳している）の段階と考えられる（184条参照）。

<sup>294</sup>原文は「訴状を検討のために受理しないこと」という意味。「検討のため」は日本語にしたときに不自然になることから省略している。本章タイトル、本条柱書、171条及び172条では「検討のために受理」と訳しているが、「不受理」と訳した言葉はこれらと同じ言葉に「ボー」（＝「不」）を付けただけである。なお、「訴状の不受理」と似ているが異なる概念として「事件の不受理」（185条）があることに注意が必要。前脚注及び脚注335参照。



1. 訴えにかかる問題が、未だ法律に定めるところに従い調停を行っていないとき。
2. 商事の紛争であって、契約で定めるところに従って経済紛争解決センター又は事務所<sup>295</sup>での調停を経していないとき。
3. 当該裁判所に訴えにかかる問題を検討する管轄がないとき。
4. 訴状が、行為能力を有しない者又は代理権を有しない者によるものであるとき。
5. 訴状が、この法律の166条に定めるところに従って作成されていないとき。

5号及び6号については、当事者は、自ら訴状を法律に照らし適切に補正<sup>296</sup>したうえで、裁判所に検討のために受理してもらうことができる。

#### 第171条（改訂） 訴状の不備<sup>297</sup>にかかる補正の指示

訴状の審査において、訴状がこの法律の166条に定めるところに従っていないことがわかったときは、裁判所は〔訴状を〕返却し、その訴状を提出した者にまず不備を補正するよう指示し、不備が完全に補正されたら検討のために受理する。

#### 第172条（改訂） 検討のための訴状の受理

人又は組織による訴状であってこの法律の166条に照らして適正に作成されたものについては、裁判所はこれを検討のために受理しなければならない。

#### 第173条（新設） 訴えられた者に対する訴状の告知

訴状を検討のために受理したときは、裁判所は、訴えられた人又は組織に書面で知らせて出頭させ、その者に、裁判所に答弁書を提出する期限を示しつつ、訴状の写しを渡さなければならない。

#### 第174条（改訂） 答弁書及び反訴状

答弁書は、訴えられた者が訴状に答えて裁判所に提出する書面であり、訴状が、真実ではない、その請求している損害賠償若しくは物が真実より多い又は何らかの事実<sup>298</sup>を欠くために裁判所において審理、判決をすべきでないと思われる時に、その者は、裏付けとなる証人及び証拠によって理由を示しつつ、答弁書を作成する権利を有する。

---

<sup>295</sup>「経済紛争解決センター又は事務所」は「経済紛争解決センター又は経済紛争解決事務所」の意味。センターと事務所の違いについては脚注77参照。

<sup>296</sup>「補正」＝「ゲーカイ」。直接の意味は「解決する」。ここでは訴状の問題を解決/解消するという意味であり、「補正」の訳語を充てたが、法律上の専門用語としてのニュアンスはないことに注意が必要。

<sup>297</sup>「不備」＝「コーポッポーン」。「コー」は「部分」「点」，「ポッポーン」は「瑕疵」。

<sup>298</sup>「事実」＝「ヘッガーン」。「ヘッガーン」は通常「出来事」と訳され、日本語の「事実」よりやや広い「事実の集合」というニュアンスがある。ここでは「事実」と訳している。なお、日本の民事訴訟でいうところのいわゆる「事実」に相当する概念は、ラオスではこの「ヘッガーン」（出来事）と「クワームチン」（真実）に分かれている。

反訴状は、訴えられた者又は被告<sup>299</sup>が自らの権利及び利益を守るために裁判所に提出する書面であり、訴えた者又は原告<sup>300</sup>が自らに対して義務を負っていると思われる時に、裁判所に同時に検討することを求めるものである。

#### 第175条（新設） 答弁の義務及び期限

訴えられた者は、裁判所から訴状を受け取った日から15日以内に、答弁書を裁判所に提出する<sup>301</sup>義務を負う。訴えられた者において上記期限内に答弁書を提出することができないときは、その者は期間の延長を求める権利を有し、また、その者が裁判所に出頭したときに答弁書に代えて供述の録取をすることを裁判所に求めることもできる。

#### 第176条（新設） 第三者の訴訟手続への引き込み<sup>302</sup>

訴訟手続において、当該紛争に他人の権利及び利益に関係する部分があると思われたときは、裁判所は、当該訴訟手続を完全で、包括的なものにし且つその問題をまとめて解決することができるようにするために、その者を訴訟手続に参加させなければならない。

#### 第177条（改訂） 訴状又は反訴状の認諾<sup>303</sup> 及び取下げ<sup>304</sup>

当事者は訴状又は反訴状を、全部又は一部認諾する権利を有する。訴状又は反訴状の認諾は、裁判所において、法廷での尋問を改めてすることなく判決をする事由となる。

当事者は訴状又は反訴状を全部又は一部取り下げる権利を有する。一部取下げがあったときは、裁判所は取り下げられていない部分のみ審理、判決する。全部取り下げられたときは、離婚事件を除き、当該事件は終了となる。

訴状又は反訴状が全部取り下げられ且つ当該取下げが国又は社会の利益及び法令に抵触しないときは、裁判所は訴状又は反訴状の取下命令<sup>305</sup>を出す。訴状の全部取下げがあり且つ被告の反訴状がないときは、裁判所は事件を却下<sup>306</sup>する命令を出す。

訴状又は反訴状の全部又は一部取下げは、第一審の法廷における弁論の終結までするこ

<sup>299</sup> ラオスでは「訴えられた者」＝「被告」ではなく、裁判所の一定の関与のうえで、ある段階（184条の「クンフオーン」のようである）で「訴えられた者」が「被告」になる。「訴えた者」と「原告」も同様。もっともその区別は徹底されていない。本条が敢えて併記しているのは、その前後のいずれでも反訴が可能であるということをお願いするためではないかと思われる。

<sup>300</sup> 前脚注参照。

<sup>301</sup> 「提出する」＝「ソン」。直訳は「送る」。

<sup>302</sup> 「引き込み」＝「ガンナムアオ…カオフワム」。「ナムアオ…カオフワム」は「参加させる」という意味。名詞化しているため「引き込み」と訳したが、本文の「参加させる」（動詞）と同じ言葉である。タイトルは「第三者を訴訟手続に参加させること」とする余地もある。

<sup>303</sup> 「認諾」＝「ハップフー」。「認める」という意味で、日常でも用いられる。家族法（No. 05/NA, 2008年7月26日）では「認知」の意味で用いられる（同法30条）。

<sup>304</sup> 「取下げ」＝「トーン」。「引込める」というような意味の言葉。

<sup>305</sup> 「取下命令」＝「カムサンハイトーン…」。文脈上明らかなように、取り下げたくない者に対して取下げを命じるという意味の命令ではなく、当事者が取り下げるといっているものに、いわば公的な裏付けを与えるような命令である。なおラオ語の直訳も「取り下げる命令」という意味。

<sup>306</sup> 「事件を却下」＝「サツミヤンカディー」。脚注268参照。

とができる。

### 第178条（新設） 認諾又は否認<sup>307</sup>があったときの手続

訴訟手続において、訴状又は反訴状の一部に認諾又は否認があったときは、裁判所は争点<sup>308</sup>を明らかにし、未だ認諾又は否認がない部分について取調べ<sup>309</sup>を行う。

原告と被告がともに認めている問題については、当該問題が国家又は社会の利益及び法令に抵触しないかぎり、裁判所は証拠を必要としない<sup>310</sup>。

当事者が全部を認諾したときは、裁判所は、原告と被告を呼びだして対面させ、記録をとり、執行命令を発し、合意できないときは法令に従って審理、判決を行う。

### 第179条（改訂） 訴訟手続の期限

訴状を受け取った<sup>311</sup>ときは、裁判所は以下の期限に従い訴訟手続を開始しなければならない。

1. 民事及び家事事件については30日以内に手続を開始しなければならない。
2. 労働及び行政に関する事件については、20日以内に手続を開始しなければならない。
3. 商事及び少年事件については、15日以内に手続を開始しなければならない。

## 第3章 共同の訴え

### 第180条（新設） 共同の訴え又は事件の併合

集団、複数名又は公共<sup>312</sup>の権利及び利益の侵害が、一つの出来事であるとき〔又は〕一つの事由且つ行為に由来すると思われるときは、被侵害者ら<sup>313</sup>は、共同の訴状を提出することができる。共同の訴状の提出は、訴状の作成にあたり各人の結果的な損害<sup>314</sup>を分けて記載し、あるいはこれをまとめて記載することもできるが、まとめて記載する場合は、各

<sup>307</sup> 「否認」＝「パティセツ」。「否定する」、「拒否する」といった意味の言葉。

<sup>308</sup> 「争点」＝「パデンカツニェーン」。「パデン」は「部分」、「カツニェーン」は「争い」。裁判官の話では、「パデンカツニェーン」は互いの主張が食い違う点をいい、不明確に過ぎない点は含まないという。

<sup>309</sup> 「取調べ」＝「ソープスワン」。脚注8参照。

<sup>310</sup> 直訳は「裁判所は証拠を追求する必要はない」。

<sup>311</sup> 「訴状を受け取った」＝「ハップカムホーンフォン」。脚注293参照。

<sup>312</sup> 「公共」＝「スワンルワム」。「共通の」「公共の」「公の」といった意味。例えば「サップ（＝物）スワンルワム」で、個人に属しない公共の財物を指す。また「…コーン（＝of）スワンルワム」で「公共の…」といった意味で使われる。

<sup>313</sup> 「被侵害者ら」＝「バンダープートウクシアハーイ」。「シアハーイ」は「損害」や「侵害」を意味し、「トゥーク」は受動態を構成する。全体で「損害を受けた者ら」、「侵害された者ら」といった意味になる。

<sup>314</sup> 「結果的な損害」＝「ボンシアハーイ」。直訳は「損害の結果」であるが、本項末尾部分との対象から、意味としては、概ね「損害額」を意味すると思われる。



人の損害を詳細且つ事実在即して分析<sup>315</sup>しなくてはならない<sup>316</sup>。

現に手続が行われているある事件が、現に手続が行われている他の事件と同じ目的を持ち且つ関係があると思われるときは、裁判所は、便宜のため及び判決における法の適用が適正で一貫したものとなる<sup>317</sup>ことを確実にするために、事件を併合する。

複数で訴える者は、書面で、[その内の] 誰かを訴訟遂行の代理人として委任することができる。当該代理人による訴訟遂行は、当該訴えた者が自ら行うべき行為<sup>318</sup>を除き、当事者各人が自ら行為するのと同様の効果を有する。

### 第181条（新設） 事件の併合<sup>319</sup>の手続

事件の併合は、裁判部が決定<sup>320</sup>を發して行い、共同の訴えとなる。当該決定は当事者に通知しなければならないが、当事者は[決定に対して] 控訴<sup>321</sup>する権利を有しない。

### 第182条（新設） 事件の分離<sup>322</sup>

原告が裁判所に訴えた事件が、異なる目的、要件を持っていて、その異なる<sup>323</sup>目的がそれぞれ関連しない<sup>324</sup>か又は複数の被告がいてそれが情報収集にとって障害となり若しくは困難をもたらしているときは<sup>325</sup>、裁判所<sup>326</sup>は決定を發して当該事件を2つ又は複数の事件

---

<sup>315</sup>「分析」＝「ジャイニェーク」。この「ジャイ」は「探す」「探る」「見つける」といったニュアンスの行為を意味する。「ニェーク」は「分ける」こと。「ジャイニェーク」は「分析」等と訳されるが、例えばメリットデメリットを明らかにしたり、必要なものと不要なものを区別したりするときにも使われる。ここでは包括的に記載した全体の損害のうち、どの部分が誰の損害にあたるのかを追求することを指していると思われる。

<sup>316</sup>本項第2文は、要するに、訴状に、①各人に生じた結論としての損害額を明記するか又は②損害額をまとめて記載しつつ、具体的にどのような損害が各人に生じているか説明する、ということと思われる。「損害」や「損害賠償」が十分テクニカルタームになり得ていないため、言葉の射程範囲が広く、多義的な解釈を許している。

<sup>317</sup>「一貫したものとなる」＝「ペンエガパーブ」。脚注195参照。

<sup>318</sup>「当該訴えた者が自ら行うべき行為」＝「ガーンガタムティーヒヤックホーンハイプーホーンフォーナンペンパーガタムドーイトンエン」。直訳は、「当該訴えた者が、自ら行為する者たることを求められている行為」。

<sup>319</sup>「事件の併合」＝「ガーンホームカディー」。

<sup>320</sup>「決定」＝「カムシーカート」。脚注13参照。

<sup>321</sup>「控訴」＝「コーウトン」。言葉は「控訴」であるが、日本の抗告にあたる。脚注237参照。

<sup>322</sup>「事件の分離」＝「ガーンニェークカディー」。

<sup>323</sup>「異なる」＝「カッニェーン」。「抵触」「矛盾」等の意味であるが、ここでは複数の目的が「異なる」という意味と思われる。なお、直前の「異なる目的、要件…」の「異なる」は「ターンガン」であり、文字通り「異なる」という意味のラオ語である。

<sup>324</sup>「それぞれ関連しない」＝「ボーキョコーンルーポワパンガン」。「互いにキョコーン又はポワパンせず…」であるが、「キョコーン」も「ポワパン」も「関係する」という意味であり、両者を「又は」でつなげていることには大きな意味はないと思われる。この種の類語を重ねる表現については脚注46、105及び156等参照。

<sup>325</sup>原文自体の修飾関係が明確ではないが、①目的等が複数あって関連性に乏しい場合と②被告複数で情報収集等に障害がある場合の2つを「又は」で結んでいると読むのが素直なように思われる。本訳はその理解に基づいている。

<sup>326</sup>前条と異なりここは「裁判所（サーン）」が決定主体とされている。

記録<sup>327</sup>に分離することができる。当該決定は、当事者に通知しなければならないが、当事者は「決定に対して」控訴<sup>328</sup>する権利を有しない。

### 第183条（新設） 事件の併合又は分離の効果

事件併合決定があったときは、全原告は一つの事件の共同原告となり、裁判所は新しい事件として事件係属<sup>329</sup>させなければならないが、すでに事件係属させた旧事件については、取り消されたものとする。

ある人民裁判所が、事件を移送して他の人民裁判所で併合させるときは、その裁判所は事件を移送する決定を出さなければならない且つ当該裁判所の事件係属簿<sup>330</sup>から、事件票<sup>331</sup>を消去しなくてはならない。

裁判所がある事件記録<sup>332</sup>を分離して複数の事件記録にするときは、決定を出さなければならないが、分離した事件を事件係属させるとともに、関係する情報を分割してそれぞれの事件記録に挿入する。

## 第4章 事件記録の調査<sup>333</sup>

### 第184条（新設） 事件記録の作成

裁判所に提出された当事者の訴状及び答弁書又は反訴状が法令に従い適正に作成されて

<sup>327</sup> 「事件記録」＝「サムヌワンカディー」。「事件を複数の事件記録に分離する」という表現によって、「事件そのものを分離する」ということを表している。なお、書面等の形のあるものが概念そのものを表象するのはラオスに特徴的である。「カム（＝書）」に関する脚注11及び12参照。

<sup>328</sup> 脚注321及び237参照。

<sup>329</sup> 「事件係属」＝「クンフオーン」。「クン」は「上げる」等の意味、「フオーン」は「訴え」。「クンフオーン」によって初めて事件は正式に裁判所で扱うところとなる。それ以前はたとえ訴状を受け取っていても「不受理」となる可能性がある（185条参照）。「クンフオーン」は訴状と答弁書が提出されて、事件記録が作成された時点で行われる（184条参照）。この時点で、訴状に付した受取り番号とは異なる事件番号が付される。また、「クンフオーン」の日付が事件日付となる。これら事件番号及び事件日付は判決等でも言及され、事件の同一性を確認する基準となる。このような「クンフオーン」の役割に照らし、「事件係属」と訳している。脚注64参照。

<sup>330</sup> 「事件係属簿」＝「バントウッククンフオーン」。「バントウック」は「記録」の意味。「クンフオーン帳」とでもいうべきもの。27条では「バンシーガンクンフオーン」（「バンシー」は「目録」等）、79条では「ブン（プム）クンフオーン」（「ブン／プム」は「本」）という言葉を使っているが、いずれも本条の「バントウッククンフオーン」と同じものを指していると思われる。帳簿の具体的な説明は脚注64参照。

<sup>331</sup> 「事件票」＝「バンシーカディー」。実際には前脚注記載の「事件係属簿」中の各事件に関する記載部分を指しているようである。脚注64参照。

<sup>332</sup> 脚注327参照。

<sup>333</sup> 「事件記録の調査」＝「ガンコンクワーサムヌワンカディー」。字義的には「記録」を精査するように聞こえるが、実際は関係者を呼び出して聞き取りをしたり、関係省庁に照会をして職権で証拠を収集したりするなど、事件そのものを調査する。「事件記録の調査」は、法廷での期日を開く前に事実関係を明らかにするものとして、ラオスの民事訴訟の特徴を為している。「事件記録」が「事件そのもの」を指すという点については脚注52及び99参照。

いるときは、裁判所は規則に従って事件記録を作成して事件係属<sup>334</sup>を行う。

### 第185条（改訂） 事件の不受理<sup>335</sup>

裁判所は以下の場合には事件を検討のために受理しない。

1. 離婚事件を除き<sup>336</sup>、取り下げられて、裁判所が取り下げ命令を発して却下した事件。
2. 裁判所の確定した判決のある事件。
3. この法律の201条に定めるところに従い裁判所で調停が行われた事件<sup>337</sup>。
4. 訴えの時効<sup>338</sup>が完成している事件。

事件を検討のために受理しない場合は、裁判部の決定を発しなくてはならない。

### 第186条（改訂） 事件の検討

事件として係属した後、裁判所所長は該当する裁判部の長に「事件を」配点し、「裁判部の長は」裁判官の一人に「事件を」配点して、調査をさせ、もって、事件を法廷における審理、判決に付する前に、事件の各争点の解決に向けて事件にかかる出来事、事件における争点及び情報、証拠を明らかにし、併せて、適正、完全、包括的且つ客観的に取調べを実施し、情報を集め、証拠を収集させる。

裁判所においてその訴訟手続の中に他の訴訟手続に係る部分がある、すなわちその事件の判決が他の事件に影響を与え又は他の事件の結果がその事件の検討に資する<sup>339</sup>部分があると思われるときは、裁判部は、関係する事件の判決を待つため、その検討中の民事事件をひとまず停止する命令を発する。

<sup>334</sup> 「事件係属」＝「クンフオーン」。脚注329参照。

<sup>335</sup> 原文は「事件を検討のために受理しないこと」という意味。「検討のため」は日本語にしたときに不自然になることから省略している。なお、「事件の不受理」に似た概念として「訴状の不受理」（170条）があることに注意が必要。「訴状の不受理」と「事件の不受理」はいずれも不受理という結果を伴う点で同じであるが（事件の却下に至らない）、前者は訴状受付段階に書記官が判断することが、後者は事件記録作成段階に裁判部が判断することが想定されており、また後者は裁判部の決定という形式を要することなど若干の違いがある。脚注293及び294参照。

<sup>336</sup> 離婚については、子の福祉の観点から処分権主義が制限される。この視点は前記177条2項や、家族法（No. 05/NA, 2008年7月26日）21/1条2号（子の問題がある場合に協議離婚を認めない）、同23条（離婚訴訟において、子の養育に関しては当事者の申立の有無にかかわらず裁判所が判断しなければならない）等にも現れている。

<sup>337</sup> ラオ語そのものはその調停が成立したか否かについてニュートラルな表現となっているが、文脈上当然に成立した場合を指すものと思われる。

<sup>338</sup> 「訴えの時効」＝「アニクワームナイガンフオーン」。民事実体法上、時効の性質は十分議論されていない。権利自体が消滅するという考えに基づくと思われる規定と、訴える権利がなくなるといった考えに基づくと思われる規定が混在する。ここでは時効の完成について職権探知としており、後者の考え方に基づくと思われる。

<sup>339</sup> 原文は構文から2つの事件がそれぞれどちらかを表すかある程度明らかであるが、日本語に直訳するとそれがわかりにくくなるため、「その」と「他の」で区別している。

なお、「その」にあたるものは、最初の部分（「その訴訟手続」）には連体詞が存在せず、2つ目の部分（「その事件」）には連体詞「ナン」（＝その）を使っており、3つ目の部分（「その事件」）には「ダンガーオ」（＝当該）を使用している。

## 第187条 事件の調査における回避及び忌避

裁判官が当事者の一方と親戚である又は紛争を抱えているときは、当該事件の調査から回避することを求めなければならない。

その者が自ら回避しないときは、当事者はその者の事件の調査からの忌避を申し立てる権利を有する。

## 第188条 裁判官の回避又は忌避事由

裁判官は以下の場合に事件の調査からの回避を求めなければならない又は忌避される。

1. 以前に、当該事件の手續に証人、鑑定人、人民検察官<sup>340</sup>又は書記官として参加している場合。
2. 事件の当事者の親戚〔又は〕友人<sup>341</sup>である場合。
3. 直接又は間接を問わず、当該事件に利害を有している場合。

## 第189条（新設） 回避又は忌避の検討に関する規則

事件の調査において回避又は忌避がある場合、裁判部は回避又は忌避の事由があるか検討し、理由がある場合、裁判部の長は、事件を他の裁判官に配点して調査を行わせる。

## 第190条（新設） 事件の調査における初回の出頭<sup>342</sup>

裁判官は、当事者を裁判所に呼び出して、事件の出来事、争点及び出来事に関係する情報を確認し、もって調査及び証拠収集の基礎とする。初回の出頭は、例えば彼らの訴状、答弁書又は反訴状を補強する情報を盛り込むなどして、書面で記録を作成しなくてはならない。

## 第191条（改訂） 証拠収集

裁判官は、各争点を明確に<sup>343</sup>解決し且つ事件において現実に起きた出来事<sup>344</sup>を確定するために、事件に関係する証拠を収集しなければならない。

当事者は、裁判所に情報を提供する主たる義務を負う<sup>345</sup>が、必要がある場合、例えば証言<sup>346</sup>を取る、現場の検証<sup>347</sup>、関係機関に対する裁判所への情報提供の依頼及びその他事件

<sup>340</sup>「人民検察官」＝「パナッガンアヤガンパサーソン」。脚注108参照。

<sup>341</sup>「友人」＝「ムーケーハックペーン」。関係の近い友人を指す。「親友」と訳すこともできる。日本の「友人」の概念は、ラオスの「ムー」（＝友人）より狭いと思われることから、ここでは「ムーケーハックペーン」を「友人」と訳した。

<sup>342</sup>「出頭」＝「ガンミスワンフム」。直訳は「参加」「participation」であるが、意味からして「出頭」の訳語を充てている。

<sup>343</sup>「明確に」＝「ハイジェーンカーオ」。「ハイ」は使役動詞、「ジェーンカーオ」の直訳は「透明」など。

<sup>344</sup>「現実に起きた出来事」＝「ヘッガンディーペンコーテッチン」。直訳は「事実たる出来事」。

<sup>345</sup>「当事者は…主たる義務を負う」＝「クークワームペンブーミーパンタトントー」。直訳すると、「当事者が第一義的義務を負う者である」。

<sup>346</sup>「証言」＝「ハイガン」。ラオ語上、証言と供述の区別はない。脚注9参照。

<sup>347</sup>「現場の検証」＝「クワッガーバンハーディーカッニェーン」。脚注101参照。



に関するものなど、裁判所は自ら [これを] 行うこともできる。

### 第192条(改訂) 証拠の精査<sup>348</sup>、評価<sup>349</sup>

当事者、証人の証言を取得し、関係諸機関と協力のうえ情報を収集したのち、裁判官は、事件にかかる出来事を正しく<sup>350</sup>確定して関係法令が適用できるようにするため、当該情報を整理<sup>351</sup>、吟味、評価して証拠へと高める<sup>352</sup>。

証拠の精査、評価は証拠毎になされなければならない、また裁判所に提出された全ての証拠は、相手方当事者に知らせ且つそれに対する意見を聴取しなければならない。証拠は、その事件において基礎となるか否かにかかわらず<sup>353</sup>、裁判所の判決に記載する<sup>354</sup>。

### 第193条(新設) 事件の概要報告<sup>355</sup>

当事者の取調べ及び調停を行ったのち、事件を担当する裁判官は、行われた手続、事件にかかる出来事、事件における争点、各争点を形成する証拠をまとめた事件の概要報告を書面で作成しなければならない、もって対応する人民検察院に報告し、併せて裁判部が以下の各場合に応じて検討、判断するうえでの情報とする。

1. 情報、証拠が完全、包括的且つ十分であると判断されたときは、事件を法廷での尋問<sup>356</sup>に付する。
2. 情報証拠が未だ完全、包括的ではなく、不十分であると判断されたときは、当該事件を担当する者に追加の調査及び証拠収集をさせる。
3. 当該事件について原告に訴える権利がない、すでに却下命令の出ている若しくは原告が訴状を取り下げている事件である又はすでに裁判所の確定判決があると判断されたときは、事件を却下する。

<sup>348</sup> 「精査」 = 「クワッガー」。

<sup>349</sup> 「評価」 = 「ティーラーカー」。

<sup>350</sup> 「正しく」 = 「トゥークトーンタームクワームペンチン」。直訳は「事実 / 真実に照らして適正に」。

<sup>351</sup> 「整理」 = 「ジャイニェーク」。分けること。180条では「分析」と訳している。脚注315参照。

<sup>352</sup> 「証拠へと高める」 = 「ハイペンラクターン」。直訳は「証拠にする」。ラオスの訴訟上、生の「情報」が、裁判官の整理、吟味、評価を経て「証拠」になると考える。本条はそれを定めるものであることから、本文のように訳している（「証拠にする」という日本語だと誤解を招く）。

<sup>353</sup> 直訳は「その事件で基礎となっている又はなっていないいずれの証拠も」

<sup>354</sup> 「記載する」 = 「ウィニッサイロン」。直訳は「判断を下す」であるが、ここでは単に判決書の中の「ウィニッサイの部」で言及するということを言いたいのではないかと思われる。脚注198参照。

<sup>355</sup> 「概要報告」 = 「サルuppニョー」。「サルupp」は報告や要約、「ニョー」は「略」を意味する。

<sup>356</sup> 「法廷での尋問」 = 「タイスワンナイティーバスムサーン」。「タイスワン」については脚注10参照、「バスムサーン」については脚注7参照。この「法廷での尋問」は、意味に着目して全体で「期日」と訳することも可能であるが、「法廷における尋問」をもって「期日」を意味するということが自体にも一定の意味があると思う、敢えて忠実に訳している。



## 第5章 当事者間の調停<sup>357</sup>

### 第194条 当事者間の調停

些細で、高額でない争い、例えば家族関係、家畜の所有権、通路の要求<sup>358</sup>及びこの法律の198条に定められている争いなどは、村落調停委員会<sup>359</sup>又は関係機関にまず調停を行わせ、合意<sup>360</sup>できないときは、郡の司法局が、規則に基づいて教育し、和解<sup>361</sup>させ、再度調停を試み、[それでもなお]調停が成立しないときは、訴状が出されれば<sup>362</sup>裁判所が法律に基づいて検討する。訴状が裁判所に提出された後も、裁判部は再度当事者間の調停を行うことができる。

高額な争いについては、当事者は上記に定めるところに従って調停を行うよう求める権利を有するが、直接裁判所に訴えても良い。

### 第195条（新設） 裁判所における調停

裁判所は、当事者のいずれかの申立により又はそれが当事者及び訴訟手続に資すると思われるときは裁判所自身の判断により、当事者間の調停を行うことができる。裁判所における調停は、以下の原則に基づいて行わなければならない。

1. 裁判官又は裁判部は公平でなくてはならない。
2. 合意は、当事者の自発的な意思<sup>363</sup>によらなければならない。強制、脅迫又はその他、当該問題に関する合意について当事者を誤解させるような手段によらずになされなければならない。
3. 裁判官又は裁判部は、社会の平穏秩序及び法令に抵触しない限り<sup>364</sup>、当事者の決定を尊重しなければならない。
4. 当事者の調停における合意は、記録を作成して署名捺印をさせなければならない。

<sup>357</sup> 「調停」 = 「ガーンガイキヤ」。脚注48参照。

<sup>358</sup> 「通路の要求」 = 「コーターンパーン」。相隣関係における通路開設要求を意味する。「ターンパーン」は所有権法 (No. 01/90/PSA) 49条、民法典ドラフト322条 (2017年6月現在) 等が定める袋地等の通行権における「通路」と同じ言葉。

<sup>359</sup> 「村落調停委員会」 = 「ヌワイガイキヤカンバーン」。「ヌワイ」は「ユニット」等と訳される。行政上、小規模な主体を指す言葉として使われる。英訳は通常「unit」が使われる。「ガイキヤカンバーン」は、直訳は「村レベルの調停」であるが、テクニカルタームといえ、「村落調停」と訳している。「村落調停に関する司法大臣令」(No. 210/MOJ, 2009年10月19日) 参照。「ヌワイ」は「村落調停」と併せて使う場合は「委員会」の訳語を充てている。なお「ヌワイ」は原文では「ムワイ」になっているが、誤記と思われる。

<sup>360</sup> 「合意」 = 「トクロンガン」。

<sup>361</sup> 「和解」 = 「パニーパノーム」。「互譲」の意味。

<sup>362</sup> 「訴状が出されれば」 = 「ターハークミーカムホーンフォーン」。直訳は「訴状があれば」。

<sup>363</sup> 「自発的な意思」 = 「クワームサマックチャイ」。「任意 (性)」と訳されることが多い。

<sup>364</sup> 原文は「社会の平穏秩序に抵触しない当事者の決定を…」。「限り」という部分は訳に際して挿入している。

## 第196条（新設） 裁判所における調停の参加者

裁判所における調停は、裁判官、書記官、当該事件における原告被告又は当事者の代理人が参加しなければならない。必要があれば、裁判所は行政機関の代表者、組織の代表者又はその他の関係者を招聘して参加させることができる。

## 第197条（新設） 調停が許されない事件

以下の事件は裁判所において調停をすることが許されない<sup>365</sup>。

1. 国家の財産を請求し又は国家若しくは社会の利益に抵触する訴え。
2. 違法に損害賠償又は財物を請求する訴え。
3. 争いの対象が、事件の当事者の所有ではない場合。
4. 絶対無効<sup>366</sup>である契約の不履行<sup>367</sup>に起因する争い。
5. 行為無能力者の権利及び利益に関する事件。

## 第198条（新設） 調停が必要的である事件

以下の事件は、裁判所に訴状を提出する前に調停を行わなければならない<sup>368</sup>。

1. 動物の所有権、通路の要求、夫婦関係及び高額でない事件。
2. 土地使用权<sup>369</sup>に関する争い、商事事件及び少年事件<sup>370</sup>。
3. 労働に関する事件及び行政関係の事件。

当事者間の調停を行ったときは、合意できなかつたか、一部合意できたか又は全部合意

<sup>365</sup> 原文の直訳は「裁判所が調停することを許さない事件は以下である。」

<sup>366</sup> 「絶対無効」＝「モカデッカート」。ラオスの取引法における無効は絶対無効と相対無効があり、前者は日本における無効に、後者は日本における取消し得べき行為に相当する。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）18条以下、民法典ドラフト19条以下（2017年6月現在）参照。

<sup>367</sup> 「不履行」＝「ラムート」。契約等の不履行は「ラムート」という場合と「ボーパティバット」という場合があり、ここでは前者を使うが、民法典ドラフトにおける議論によると、今後は後者がより一般的になっていく可能性が高い。前者は「ガンラムート」として不法行為を意味する言葉として使われる方向である（2017年6月現在）。なお、一般社会においては「ラムート」は何らかの「違反」を指す言葉として広く使われる。

<sup>368</sup> 原文の直訳は「裁判所に訴状を提出する前に調停を行うことが必要である事件は以下である。」

<sup>369</sup> 「土地使用权」＝「シットナムサイティーディン」。「使用（ナムサイ）権」とは言うものの、相続や処分の権利があり、所有権に近い。それでも土地を巡る国家的価値観のため、他の財物に使われる「所有権」（ガマシット）というラオ語を避けて、「土地使用权」という言い方をする。

所有権（ガマシット）は①占有権（シットコープコーン）、②使用权（シットナムサイ）、③収益権（シットダイハップマークポン）及び④処分権（シットシーカート）からなる（2015年憲法17条、所有権法（No. 01/90/PSA）1条）。

これに対して土地使用权（シットナムサイティーディン）は①土地占有権（シットポックハクサーティーディン）、②土地利用権（シットサイティーディン）、③土地収益権（シットダイハップマークポンジャクティーディン）、④土地使用权譲渡権（シットオーンシットナムサイティーディン）及び⑤土地使用权相続権（シットスープトートシットナムサイティーディン）からなる（土地法（No. 04/NA, 2003年10月21日）53条）。

<sup>370</sup> 「少年事件」＝「カディーデク」。裁判部の一つである少年部で審理される事件。51条以下からもわかるように、ラオスでは少年に関する事件は刑事民事の区別なく同じカテゴリーとされる。

できたかに関わらず、記録を作成して事件記録に綴ら<sup>371</sup>なくてはならない。

### 第199条（改訂） 調停調書

村落調停委員会，郡司法局，その他の関係機関における事件の調停及び裁判所における事件の調停においては記録を作成しなければならず，当事者に署名捺印をさせて証拠とする。

村落調停委員会，郡司法局，その他の関係機関における事件の調停調書を執行することができないときは，当事者は，法律上の手続をとるために当該事件を裁判所に訴えることができる。

### 第200条（改訂） 当事者間の調停の効果

村落調停委員会，郡司法局，その他の関係機関における事件の調停調書は署名のあった日から効力を有する。

### 第201条（新設） 裁判所における調停の効果

裁判所は，調停調書を作成した日から5日以内に，裁判所における調停の結果を執行する命令を出さなければならない。当該執行命令は裁判所の確定した判決と同じ強制力を有する。

## 第6章

### 第一審裁判所における尋問手続の準備

#### 第202条 尋問手続に向けた準備

期日を開くにあたり，当該事件に十分な証拠がそろっているか否か，判決を出すだけの準備ができていないか否かを審査し，判決のために構成される合議体に回避する者がいないか調査，確認しなければならない。加えて，事件に，第三者に関係する部分があると思われるときは，裁判所はその者を連れてきて，事件の当事者同様手続に参加させる。

法廷における尋問手続には，当事者を参加させなければならない。但し，裁判所に出頭させる必要のない失踪者又は精神障害者はこの限りでない<sup>372</sup>。子どもの事件については，父母又は未成年後見人<sup>373</sup>も参加させなければならない。

期日を開く前に，書記官は，事件の当事者，第三者，証人及び召喚されたその他の者が

<sup>371</sup>「綴（る）」＝「カッティットワイ」。くっつけて一部とするというニュアンスのラオ語であり、「綴る」という日本語が自然であるが，実際の事件記録は紐その他で綴るわけではなく，2つ折りの厚紙に書類を挟むだけである。

<sup>372</sup>「裁判所に出頭させる必要のない失踪者又は精神障害者」と「裁判所に出頭させる必要のある失踪者又は精神障害者」の区別があるわけではない。日本語の表現であれば「但し失踪者又は精神障害者はこの限りでない」となるべきところ，ラオスではこのようにその意味（ここでは「裁判所に出頭させる必要のない」）を，関係代名詞（ここでは「スン」）を使って，重ねて説明することが好まれる。

<sup>373</sup>「後見人」＝「プーポッコーン」。脚注116及び251参照。

全員来ているか確認し、併せて、期日の規則を読み上げ、これらの者に周知し、遵守させなければならない。

期日の一般規則は、この法律の218条に定める。

### 第203条 事件の却下<sup>374</sup>

事件の却下とは、事件手続の中で、その原告に当該問題について訴えを提起する権利がないこと、当該訴えにかかる事件が既に却下命令を出され若しくは以前に裁判所の確定判決を出されたものであること又は原告が既に訴状を取り下げたことが判明したことにより、事件手続を止めることである。

事件の却下は、裁判部の命令によって行う。

却下された事件は、再度検討されることはない。

### 第204条（新設） 事件を法廷での審理に付さない場合<sup>375</sup>

事件の調査担当者において、情報証拠を完全、包括的且つ十分に収集しておらず、事件が未だ明らかでないときは、裁判部は当該事件を法廷での審理に付さず、裁判部員の合意するところに従い、事件の調査担当者に更なる情報収集を継続させなければならない。

### 第205条（新設） 事件を法廷での審理に付する合意

事件記録において、情報証拠が完全、十分に収集され、事件における出来事を明確に特定することができるときは、裁判部は、事件を法廷での審理、尋問に付する合意をし、参加者〔及び〕期日の日時を決め、合議体の裁判官に法廷での尋問の準備を委ねる。

事件を法廷での審理、尋問に付する合意は、裁判部の合意という形で、期日を開く日の最低3日前には為されなければならない。

## 第XI編

### 期日

#### 第1章

#### 第一審の法廷での尋問に関する一般原則

### 第206条（改訂） 尋問手続

第一審の法廷での尋問<sup>376</sup>は、事件において問題となる情報、証拠を精査、吟味する<sup>377</sup>こ

<sup>374</sup> 「事件の却下」 = 「ガーンサツミヤンカディー」。

<sup>375</sup> 直訳は「…に付さないこと」という意味になる。「場合」にあたるラオ語は原文にはない。

<sup>376</sup> ここで「尋問」 (= タイスワン) が個々の尋問ではなく一連の手続として捉えられていることに注意が必要。脚注10参照。

<sup>377</sup> 「吟味する」 = 「ピースト」。他の箇所では主に「鑑定」と訳している。一般的な用法としては「証明」とも訳される語であるが、ラオスの訴訟法上「証明」という概念そのものが不明確であり、少なくともテクニカルタームとして「証明」にあたる語は存在しない。脚注150参照。



とを目的として、質問、聴取又は法廷に出頭している者の申立などを通して行われる。

第一審の法廷での尋問は、直接に、口頭で、公開又は一定の場合には非公開で、弁論<sup>378</sup>を伴い、継続して、事件毎に合議体の交替<sup>379</sup>なく行わなければならない。合議体に交替があるときは、尋問を改めて行わなければならない。

合議体<sup>380</sup>の長は、期日において公平に尋問手続の指揮をとらなければならない。

## 第207条（新設） 当事者及び第三者の期日への参加

原告、被告又は第三者は、召喚に応じて法廷での尋問手続に参加しなければならないが、原告、被告又は第三者において十分な理由があつて期日に参加できないときは、裁判所は尋問手続を延期し、原告、被告又は第三者において召喚状を受け取つていながら理由なく3回に渡つて裁判所の召喚に従つて期日に参加しないときは、裁判所は状況に応じて欠席裁判<sup>381</sup>をし又は事件を却下することができる。

上記欠席裁判は、この法律の217条に定めるところに従い、面前での判決とみなす<sup>382</sup>。

## 第208条（新設） 当事者及び第三者が参加せず行う尋問の手続

以下の場合には、原告、被告又は第三者が参加せずに行う尋問を行うことができる。

1. 参加しない原告、被告又は第三者が、裁判所にそのまま〔自分抜きで〕尋問を行うことを申し出ている場合。
2. 原告、被告又は第三者が、自らの代理人を選任し又は〔これに〕授權して<sup>383</sup>参加させる場合。
3. 原告、被告又は第三者が召喚状を受け取つていながら理由なく参加しない場合。

---

<sup>378</sup> 「弁論」＝「トーティアン」。脚注6参照。手続としての「尋問」（＝タイスワン）と「弁論」（＝トーティアン）の関係は明確ではない。本項によると弁論が尋問の一部であるようにも読めるが、本編第2章と第3章をみると、尋問は第2章「開廷」の中に規定されている一方、弁論は第3章に独立して規定されている。起草者を含むグループが作成した「民事第一審及び再審の手続チャート改訂版」（JICA, 2012年）では、尋問（タイスワン）は弁論（トーティアン）の直前までを指すとしている（同8頁）。

<sup>379</sup> 「交替」＝「サップピヤン」。「サップ」は細切りにすること、「ピヤン」は変わることを意味する。文脈と併せて、「サップピヤン」で「交替」としている。

<sup>380</sup> 裁判部の長は「ホアナー」を使い、合議体の長は「パターン」を使う。そのためこの「カナサーン」は合議体を指すことが客観的に明確である。

<sup>381</sup> 「欠席裁判」＝「タッシンラブラン」。脚注122参照。

<sup>382</sup> 「みなす」＝「トゥワー」。脚注160参照。

<sup>383</sup> 「選任し」＝「テーンタン」。「授權し」＝「モーブシット」。いずれもほぼ直訳としてこれらの意味になる。日本語ではこの場合「選任し且つ授權し」ではないかと思われるかもしれないが、ラオスのこれらの概念はより曖昧で且つ広く、「選任する」（端的には「選ぶ」）という行為にも文脈次第で当然の様に権限の授与が含まれるし、逆に「授權」にも当然の様に選ぶ行為が含まれる。すなわちここでは両者のラオ語に質的な違いがなく、人に拠ってはこの行為を「テーンタン」と言い、また人によっては「モーブシット」と言うところ、いずれの表現を好む（いずれの表現に縛られている）者にとっても理解可能なように両方並べているに過ぎない。脚注105, 107等参照。



## 第209条(新設) 弁護士又はその他の保護者<sup>384</sup>の参加

弁護士又はその他の保護者は、裁判所の召喚に応じて又は当事者の委任によって、尋問に参加することができる。原告、被告又は第三者が期日に参加する限り、弁護士又はその他の保護者が参加しないことは、尋問を妨げる事情<sup>385</sup>とはならない。

子ども又は行為無能力者の後見人<sup>386</sup>は、保護者の地位で尋問に参加しなければならない。保護者が参加することができないときは、裁判所において尋問を延期する事由となる<sup>387</sup>。

## 第210条(新設) 証人の参加

証人は、裁判所の召喚に応じて期日に参加して、法廷に対して<sup>388</sup>詳細な説明を行う義務を負い、証人において参加することができないが、当該問題について既に証言している又は書面で証言<sup>389</sup>を裁判所に送付しているときは、合議体は当該証言を、当該証人が出頭して法廷に対して述べたものとして取り扱わなければならない。

証人が期日に参加することができない場合であって、その証人が事件にとって重要であるときは、合議体は尋問を続行するか、あるいは延期するか、検討することができる。

## 第211条(新設) 証人の尋問の分離

当事者の申立に基づき又は合議体の判断により、それが事件全体<sup>390</sup>にとって利益であると思われるときは、合議体は、証人の尋問を分離して個別に出頭、証言させることを検討することができる。

証言が終了したときは、当該証人は法廷にとどまることができ、必要があればその者は合議体に対して追加の証言をする。

## 第212条(新設) 鑑定人又は通訳の参加

鑑定人は、裁判所の招聘に応じて期日に参加し、その職業上の専門性に基づく意見、説

<sup>384</sup> 「保護者」＝「プーポッポーン」。脚注116参照。

<sup>385</sup> 「妨げる事情」＝「ウパサク」。直訳は「障害」。

<sup>386</sup> 「後見人」＝「プーポッコーン」。脚注116参照。

<sup>387</sup> 本条1項及び2項では同じ「保護者」(＝プーポッポーン)という言葉を使っているため読みにくい。1項の「保護者」と2項の「保護者」が指す者は異なると思われる。日本的に読むと1項が原則、2項が例外と読めるが、ラオスの法律でそのような書き方をすることは珍しい。「その他の保護者」には「組織、企業の代表者」「夫若しくは妻」「父母」「後見人」「近親者」が含まれる(86条2項)。この中で、実務上は「父母」と「後見人」のみ参加が必要的とされているようである。2項はそれを言いたいものと思われるが、なぜ「父母」が抜けているのかは不明。86条2項及び民法典ドラフトから判断して、「後見人」という言葉に「父母」が含まれない旨指摘したが(脚注116)、文脈によっては柔軟に父母を含むのかもしれない。

<sup>388</sup> 「法廷に対して」＝「トーティーパスムサーン」。「トーティーパスムサーン」は「法廷に向かって」、「法廷の面前で」といったようなニュアンスと思われる。

<sup>389</sup> 「証言」＝「カムハイガン」。日本の「証言」より広く、法廷外の供述、それらを書面にしたもの及び証人でない者の法廷での供述などを含む概念である。脚注9参照。

<sup>390</sup> 「事件全体」＝「フープカディー」。「事件像」「事前全体像」といったニュアンスの言葉。本条では一般的な言葉として使っていると思われるが、控訴審以上の判決書の構成においてはこの言葉が一種のテクニカルタームとして使われているように見受けられる。

明を提供しなくてはならない。鑑定人が期日に参加できないときは、合議体は尋問手続を延期するか、あるいはその者の書面による意見をもって、出頭して法廷に対して説明したものと扱い、これを続行するか、検討することができる。

通訳は、期日に参加し、任命に沿って責務を果たさなければならない。通訳が法廷に出頭できないときは、合議体は法廷での尋問を延期しなければならない。

### 第213条（新設） 各人民検察院の長<sup>391</sup>の参加

各人民検察院の長から任命された人民検察官は、当該審級の期日に参加しなければならない。参加した人民検察職員が忌避され又は参加し続けることができないときは、裁判所は、状況に応じて尋問を延期するか、あるいは続行するか検討する<sup>392</sup>。

### 第214条（新設） 組織<sup>393</sup>及び人民の参加

事件が組織又はその管理下にある職員に関係するときは、組織は、監視のため又は法廷に対して意見を述べるため、代理人を選任して法廷での尋問手続に参加させることができる。

全人民は、法廷での尋問手続の傍聴及び見学<sup>394</sup>のため、期日に参加することができる。

組織又は人民が参加しないことは、尋問手続の妨げとならない。

### 第215条（改訂） 尋問の延期

法廷での尋問は、当事者のいずれかが、召喚状を受け取っていないため若しくは裁判所において信用することができる確かな理由によって、期日に参加しないとき、新たに証拠を請求する必要があるとき又は当該事件を検討するうえで重要な事件参加者が期日に出席していないときには、延期される。

尋問手続の延期は、弁論の終結の前に行わなければならない、書記官をして期日簿<sup>395</sup>に記

<sup>391</sup> 原文に「各」にあたるラオ語はない。脚注29参照。

<sup>392</sup> 本条第2文によると、本条で検察職員が最初から全く出頭しない場合のことは念頭に置かれていない。しかしながら現実にはそのようなケースが多数あるようであり、その場合は手続を行うことができるというのが最高裁判所の考えのようである。石岡「ラオスの民事裁判制度」鈴木基義編『ラオスの開発課題』（JICAラオス事務所2014年）125頁（脚注38）参照。

<sup>393</sup> 「組織」＝「オンガンジャットン」。71条では「ガンジャットン」が使われているが、同じものを指すと思われ、脚注119に記載した説明がそのまま当てはまる。

<sup>394</sup> 第1項で「監視」、第2項で「見学」と訳した言葉はラオ語では同じ「サンケッガン」という言葉が使われている。直訳は「observe」の意味である。第三者的な立場で同席して観ることであるが、日本語にすると、利害関係を持って臨む第1項とそうではない第2項で同じ言葉を使うことが難しい。「傍聴」とすれば両方の項で使えそうであるが、その場合2項で「傍聴」と訳したラオ語「ハップファン」（傾聴すること）と訳し分けるのが困難になる。

<sup>395</sup> 「期日簿」＝「プムパスムサーン」。「プム」は「本」を、「パスムサーン」は「期日」（脚注7参照）を指す。他の箇所でも「ポットウックパスムサーン」（3条23号）、「バントウックパスムサーン」（216条、219条など）、「バントウックプムパスムサーン」（219条4項）、「プムバントウックパスムサーン」（219条2項）などの語が使われており一貫しないが、いずれも同じものを指していると思われる。

録させる。

## 第216条（改訂） 尋問の停止

尋問の停止とは、当該尋問手続に対して障害となる何らかの事情があつて、一時的に期日を停めることをいう。

法廷での尋問は、当事者の一方が行為能力を失い若しくは急病を患ったとき、当事者の一方が死亡し若しくは組織、企業が解散し、その当事者、組織若しくは企業にその権利及び義務を承継する者がいるとき又は他の事件の検討を待つ必要があるとき、例えば刑事告訴があつて、その判決が当該事件に影響を与え若しくは検討中の事件にとって利益となるときに停止する。

尋問手続の停止は、弁論の終結までにしなければならず、書記官をして期日簿に記録させる。停止している期間は、事件手続期間の計算に含めない<sup>396</sup>。

## 第217条（改訂） 面前での判決及び欠席裁判<sup>397</sup>

面前での判決とは、破棄審における事件の検討、判決を除き、原告、被告及び第三者が事件の審理に参加して行う裁判所の判決である。

原告、被告又は第三者が期日に参加すべく召喚状を受け取つていながら、十分な理由なく参加せず又はその〔参加しない〕者がそのまま事件の審理、判決を行うよう申し出ている場合は、当該事件の審理、判決は面前での判決であるとみなし、この場合、その者は判決に対して異議を申し立てる権利を有さず、上訴する権利のみを有する。

情報証拠が完全であつて、事件に判決を下す必要があるものの、被告が事件手続を回避しているとき又は原告、被告若しくは第三者が何らかの理由、例えば召喚状がその者の手元に届かなかつたこと等により、期日に参加することができないときは、裁判所は欠席裁判を行い、その者は判決を知つた日から15日以内に異議を申し立てる権利を有する。この場合、その合議体は、裁判所の事件審理の規則に従つて<sup>398</sup>、その者の面前で当該事件の判決をやり直さなければならない。

## 第218条（新設） 期日の一般原則

期日の一般原則は以下のとおりである。

1. 法廷にある者は何人も合議体に敬意を表し、法廷規則<sup>399</sup>を遵守し、裁判長の警告又は命令に従わなければならない。

<sup>396</sup> 事件手続期間については30条参照。

<sup>397</sup> 「欠席裁判」＝「タッシンラプラン」。脚注122参照。

<sup>398</sup> 「裁判所の事件審理の規則に従つて」＝「タームラビヤップガーンピチャーラナーカディーユーザーン」。「規則に従つて」と訳しているが、要は「所定の手続に沿つて」という意味であり、例えば入廷や起立といった一連の手続の流れを指すものと思われる。

<sup>399</sup> 「法廷規則」＝「ラビヤップガーンコーンホーンパスムサーン」。言い回しは前脚注の「事件審理の規則」と異なるが、同じものを指していると思われる。

2. 合議体が法廷に出入りするときは、敬意を表し且つ平穩を保つため、全員起立する。
3. 期日に参加している各人において意見があるときは、まず裁判長から許可を得なければならない。健康上の問題を抱える者に対しては、裁判長は座ったまま意見を述べ又は証言することを許可する。
4. 18歳未満<sup>400</sup>の子どもは期日に参加することを許可しない。但し、裁判所から許可を受けた場合を除く。
5. 法廷のビデオ撮影、写真撮影又は録音は、裁判所の許可を得なければならない。
6. 合議体の警告又は命令に違反する者は法廷から退出するよう命じられる。

期日の特別規則は別途定め、書記官がこれを開廷の前に告げる。

## 第219条（新設） 期日調書<sup>401</sup>

期日において、書記官は参加者の証言又は意見を記録しなければならない。重要な事項については、裁判長は、書記官をして期日簿<sup>402</sup>に詳細に記載させなければならない。

期日を閉じた後に、毎回、書記官は期日の記録<sup>403</sup>の内容を参加者、とりわけ事件の原告、被告、第三者、証人に読み聞かせると共に、期日の記録簿<sup>404</sup>に署名及び拇印をさせ、書記官もまた署名及び押印をする。

期日に参加する者が、期日の記録簿に署名又は拇印することを拒否<sup>405</sup>する場合は、書記官は〔その旨を〕記録しなければならない。

期日記録簿<sup>406</sup>は、上級審が検証できるように、写しを作成して事件記録に挿入する。

## 第220条（新設） 合議体に対する不敬

法廷において不適切な行為、例えば喧嘩をする<sup>407</sup>、合議体若しくは裁判官を侮辱し、批判し、見下し又はののしる<sup>408</sup>といった行為を行う者は、合議体に対する不敬であるとみなす。

## 第221条（新設） 合議体に対する不敬の効果

合議体に対して不敬を行う者には、以下の効果が及ぶ。

<sup>400</sup>「未満」＝「タムクワー」。「タム」は低いこと、「クワー」は「〇〇より」。この場合18歳を含まない。

<sup>401</sup>「期日調書」＝「バントウックパスマサーン」。脚注30参照。

<sup>402</sup>「期日簿」＝「プムパスマサーン」。脚注395参照。

<sup>403</sup>「期日の記録」＝「ボツバントウックパスマサーン」。脚注30及び395参照。

<sup>404</sup>「期日の記録簿」＝「プムバントウックパスマサーン」。脚注395参照。

<sup>405</sup>「拒否」＝「ボーニョム」。直訳は「諦めない」「受け入れない」「賛成しない」。

<sup>406</sup>「期日記録簿」＝「バントウックプムパスマサーン」。脚注395参照。

<sup>407</sup>「喧嘩をする」＝「タムハイハンガーイガン」。それぞれ「タムハイ」は「暴力を振るう」こと、「ハンガーイ」は「体」、「ガン」は「相互に」という意味である。

<sup>408</sup>「侮辱し、批判し、見下し（又は）ののしる」＝「ニンター、サイハイ、ミンパマート（ルー）ポエイダー」。それぞれ「侮辱」「批判」「見下す」「ののしる」と訳したが、辞書的にはこれらの言葉の違いはほとんどわからない。それぞれがこれらいずれをも含むような射程を持ち、若干のニュアンスの差があるに過ぎないと思われる。



1. 不適切な行為があれば、合議体はその者を法廷から退出させる命令を発する。
2. 法廷において喧嘩、合議体又は裁判官に対する侮辱、批判、見下し又はののしりがあったときは、合議体は、期日に参加する人民検察官に対して、直接その者を裁判所に起訴<sup>409</sup>するよう指示する。
3. 高度に危険な違法行為<sup>410</sup>があるときは、裁判部<sup>411</sup>は、法令に従った事件手続のために、対応する各人民検察院の長に報告しなければならない。

## 第2章 開廷<sup>412</sup>手続

### 第222条（改訂） 期日の開始

合議体が入廷して法廷が静まったら、書記官は、期日の手続に関する準備、すなわち事件番号<sup>413</sup>、事件日付<sup>414</sup>、事件名<sup>415</sup>、当事者及び裁判所の召喚状、招聘状に従って出頭した者としていない者について報告しなければならず、その後事件記録を合議体に渡して期日の進行を委ねる。

### 第223条（改訂） 開廷

裁判長が公式に開廷を宣言し、事件が審理に付されることを告げ、併せて全員、すなわち裁判長、陪席裁判官<sup>416</sup>、書記官、人民検察官、鑑定人又は通訳の名前<sup>417</sup>を法廷にいる者に告げ、当事者に対して忌避の権利を告知する。

<sup>409</sup>「起訴」＝「サンフォーン」。直訳は「起訴命令」。前後を含めて直訳すると「合議体は、パスマサーンに参加する人民検察官に対して、その者の直接の裁判所への起訴命令を求めて指示をする」。

<sup>410</sup>「高度に危険な違法行為」＝「ガーンガタムピットティーペンアンタラーイハイヘーン」。「ガーンカタム」は「行為」。「ピット」は「過失」「過ち」「不法」「違法」といった意味、「ティー」は関係代名詞、「ペンアンタラーイ」は「危険な」、「ハイヘーン」は「高度に」。

<sup>411</sup>「裁判部」＝「カナサーン」。裁判部と訳したが、裁判部を指すのか合議体を指すのか明確ではない。「カナサーンタツシン」ではなく「カナサーン」であること、法廷での対応を超えており重要性が高い問題であることなどから、「裁判部」が主体ではないかと判断した。脚注49、112及び215参照。

<sup>412</sup>「開廷」＝「ガーンプートパスマサーン」。「プート」は「開く」という意味。これに対して222条タイトルの「期日の開始」は「ガーンルームパスマサーン」。「ルーム」は「始める」という意味。語義上はこの両者に違いはほとんどない。前者（プートパスマサーン）を本章が規定する、尋問も含む一連の手続を指す上位概念として、後者（ルームパスマサーン）をその中でも222条のみによって規定される特定の手続を指す下位概念として使い分けている。

<sup>413</sup>「事件番号」＝「カディーレクティー」。脚注329参照。

<sup>414</sup>「事件日付」＝「ロンワンティー」。直訳すると「発出日」「発行日」といったニュアンスの言葉。脚注329参照。

<sup>415</sup>「事件名」＝「キヤオールアン」。直訳が難しいが、「何の件であるか」といったような意味。「事件名」というのは意訳。

<sup>416</sup>「陪席裁判官」＝「カナサーン」。「裁判部」と同じ言葉。また、省略形の「合議体」とも同じ言葉。しかし「カナ」には「メンバー」の意味もあり、「カナサーン」で合議体のメンバー、特に裁判長以外の「ただのメンバー」を意味することができる。ここは文脈上それであると推測される。

<sup>417</sup>「名前」＝「ラーイサー」。リストの意味。ここでは「全員の名前のリストを読み上げる」という意味。



## 第224条（新設） 法廷における忌避

事件の当事者は合議体、合議体の裁判官、書記官、人民検察官、鑑定人又は通訳の忌避を申し立てる権利を有する。

合議体、合議体の裁判官、〔又は〕書記官の忌避申立があったときは、裁判長は期日を一時的に閉廷し、忌避申立の理由を検討する。忌避申立に十分な理由があるときは、合議体は、当該忌避を申し立てられた者を交替し、忌避申立に十分な理由がないときは、合議体は期日の手続を続けるが、法廷に向けて<sup>418</sup>交替しない理由を説明しなくてはならない。

人民検察官、鑑定人又は通訳に対する忌避申立に十分な理由があるときは、状況に応じて、合議体は事件の尋問を延期し又は継続する。

## 第225条（新設） 参加者の権利と義務の告知

法廷での尋問手続を開始する前に、裁判長は、法廷に向かって、原告、被告及び事件手続に参加する者の権利及び義務、とりわけ情報、証拠の提出について、また事件に関係する事項などについて、告知及び説明をしなければならない。

## 第226条（改訂） 事件内容の簡潔な報告

法廷での尋問手続は事件を担当する合議体構成員による事件内容の報告から始めなければならない、その後原告又は原告側の第三者（いれば）<sup>419</sup>にその訴えを確認する<sup>420</sup>。その後、被告に原告の訴状を認諾するか否か意見を述べさせる。被告の反訴があるときも、同様に行う。

被告が原告の訴状を否認し又は原告が被告の反訴状を否認して、調停が整わないときは、裁判長は原告及び原告側第三者（いれば）の尋問を開始し、その後被告及び被告側の第三者（いれば）を尋問し、しかる後に証人及びその他の参加者を順番に尋問する。

## 第227条（改訂） 訴状又は反訴状の認諾

原告又は被告が自らの訴え又は反訴を確認<sup>421</sup>した後、裁判長は被告又は原告に原告の訴え又は被告の反訴を<sup>422</sup>、全部であれ一部であれ、認諾するか否認するか尋ねなければならない。

<sup>418</sup> 「法廷に向けて」 = 「トーティーパースマサーン」。脚注388参照。

<sup>419</sup> 「（いれば）」 = 「(ターミー)」。原文も括弧書。

<sup>420</sup> 「確認する」 = 「ヤンユーン」。厳密には「訴えを維持することを念押しする」といったニュアンスである。

<sup>421</sup> 前脚注参照。

<sup>422</sup> ラオ語の表現として、このように「A又はB…C又はD…E又はF」という場合、「AとCとE」「BとDとF」が対応していることがある。ここで敢えて「被告又は原告」とひっくり返しているのはこの理由による（「原告」が「訴え」を維持した場合は「被告」に「原告の訴え」を…/「被告」が「反訴」を維持した場合は「原告」に「被告の反訴」を…と読む）。なお、このような表現技法は、法起草の場において立法経験の豊富な者らが若手などに教えるレベルの話であり、法律実務家においてもどの程度一般的と言えるかわからず、徹底もできていない。

訴状又は反訴状の全部を認諾したときは、合議体は尋問を行わずに審理、判決をすることができる。一部について認諾があったときは、合議体は認諾されず又は否認された部分についてのみ、審理、尋問を行う。

## 第228条（改訂） 訴状又は反訴状の変更又は追加

合議体が法廷に向けて事件の内容を簡潔に報告した後、合議体は、原告に訴え及び訴状記載の請求を、また被告に反訴及び反訴状記載の請求を、それぞれ法廷に向けて確認させなければならないが<sup>423</sup>、原告又は被告は、なお自らの訴状、反訴状を全部又は一部取り下げ、変更し又は追加する権利を有する。

## 第229条（新設） 訴状又は反訴状の取り下げ、変更又は追加がある場合の手続

原告又は被告が訴状又は反訴状を取り下げたときは、この法律の177条に定めるところに従う。

原告又は被告が訴状又は反訴状を変更し又は追加したときは、合議体は当該変更又は追加の申立を、現実の理由及び法令に照らして、検討しなければならない。

## 第230条（改訂） 原告及び原告側第三者の尋問

被告が原告の訴状を否認し又は原告が被告の反訴状を否認し且つ調停が整わないときは、裁判長は原告及び原告側第三者（いれば）<sup>424</sup>の尋問を開始し、原告が複数名いるときは、裁判長は一人ずつ尋問する。

合議体が原告及び原告側第三者の尋問を終えたのち、被告側にも原告側が挙げた事項に対して意見を述べる機会を与える<sup>425</sup>。

## 第231条（改訂） 被告及び被告側第三者の尋問

原告側を尋問した後、裁判長は被告及び被告側第三者（いれば）<sup>426</sup>を尋問し、被告が複数名いるときは、合議体<sup>427</sup>は一人ずつ尋問する。

被告の尋問は、不明確な部分又は答弁書及び供述で反論している部分に焦点を当てて行い、被告はこれらの点を説明<sup>428</sup>しなくてはならない。

合議体が被告及び被告側第三者の尋問を終えたのち、原告側にも被告側が挙げた事項に

---

<sup>423</sup>「合議体は」以下の部分は原文の構文を変えている。原文は「合議体は、確認させなければならない、原告に訴えを又は被告に反訴を、且つ訴状又は反訴状に記載された請求について、法廷に向けて」となる。

<sup>424</sup>「（いれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

<sup>425</sup>「機会」＝「シット」。「シット」は「権利」。原文の直訳は「意見を述べる権利を与える」。

<sup>426</sup>「（いれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

<sup>427</sup>前条は「裁判長は」であるが、本条は「合議体は」となっている。誤訳ではない。深い意味はないと思われる。

<sup>428</sup>「説明」＝「シージェーンルーアティバイ」。原文は「シージェーン又はアティバーイ」であり、「シージェーン」も「アティバーイ」も「説明する」という意味。

対して意見を述べる機会<sup>429</sup>を与える。

### 第232条（改訂） 証人の尋問

証人の尋問は、用意した争点の目的に従って一人ずつ行う。証人の尋問の前に、裁判長は、当該事項が事件にとって意味を持つ理由を説明すると共に、虚偽の証言に伴う責任を告知する。

その尋問において、証人は出来事又は当該事件について詳細に報告しなければならない、その後合議体は、なお明らかでない点について尋ね、あるいは以前の証言と抵触する証言やその他の事件に関係する事項について説明をさせる。

合議体が尋問を終えたあと、原告及び被告又は当事者の保護者に、証人に対して追加で尋ねる機会<sup>430</sup>を与えなければならない。

### 第233条（新設） 物的証拠<sup>431</sup>の提出<sup>432</sup>

裁判所の判断により又は当事者の申立により、合議体は、事件の出来事を明確にするために、当事者をして、物的証拠を持ってきて提示させ又は法廷に対して確認させる。

### 第234条（新設） 文書の証拠<sup>433</sup>の提出<sup>434</sup>

法廷における文書の証拠の提出は以下の方法による。

1. 尋問に参加していないがその証言を提出している者については、合議体はその者の当該証言を法廷に向けて読み上げなければならない。
2. 尋問における証言が以前の証言と抵触するときは、合議体はその者に説明させる。
3. 証拠として提出された書類であって、不明確である又は疑いがあるものは、説明がなされなければならない。
4. 事件に関係するその他の書類は、当事者の申し出による。

文書の証拠であって国家の秘密、公的な秘密又は個人の秘密であるものについては法廷に向けて提示しない。

文書の証拠の提出は、法廷における当事者の物的証拠の場合も同様であるが、書記官を通じて提出させる。

---

<sup>429</sup> 脚注425参照。

<sup>430</sup> 脚注425参照。

<sup>431</sup> 「物的証拠」＝「ラクターンターンダーンワットゥ」。脚注177参照。

<sup>432</sup> 「提出」＝「サヌー」。もともと「サヌー」は「申し出る」「提案する」といった意味であるが（そのニュアンスについては脚注5, 100, 136及び266参照）、233条～235条では、証拠の「提示」と、新たな証拠の「申立」の両方を含む意味で「サヌー」を使っているように思われ、「提出」と訳した。なお、本条本文では適宜「申立」「提示」等訳し分けているが、いずれもラオ語は「サヌー」である。

<sup>433</sup> 「文書の証拠」＝「ラクターンターンダーンエガサーン」。脚注177参照。

<sup>434</sup> 脚注432参照。

### 第235条（新設） 人的証拠<sup>435</sup>の提出<sup>436</sup>

原告、被告は、それまで事件手続に参加していない者について、合議体に尋問を行わせるため、法廷に対して人的証拠の申立をする権利を有する。

その者の尋問は、この法律の232条に定められているところに従い、証人の尋問と同様に行う。

### 第236条（新設） 鑑定人又は関係する組織の意見の聴取

尋問手続において、鑑定人が参加しているときは、証拠等の提出の後、合議体は、鑑定人に対して、鑑定の結果のうち疑問のある点について、その専門的知見に基づく意見を求める。

事件に関係する組織の代表者が、その職員又はその管理下にある者の権利及び利益を保護するために参加する場合、合議体は当該組織の代表者に、法廷に対して意見を述べさせる。

## 第3章

### 弁論<sup>437</sup>

### 第237条（改訂） 当事者による弁論

当事者の弁論とは、事件の事実に関して、法廷において、原告と被告の間で論争のようにして意見を出すこと<sup>438</sup>である。

合議体は、事件の証拠を法廷に対して提示し、その後原告と被告に加え、それらの保護者<sup>439</sup>（いれば）<sup>440</sup>の間の弁論を開く。

原告と被告は、自ら持っている自己に有利な書類又は証拠などを持参して、追加で合議体に対して提出することができる。合議体は、原告及び被告に対して質問する場合は、公平で、合理的且つ端的でなくてはならない。

弁論においては、事件において適正さと真実が追求されるよう、双方をして相手に応える意見を述べさせる。

### 第238条（改訂） 弁論の順番

尋問が終了したら、合議体は、疑い又は争いが残る点についてまとめて、法廷での弁論に提示し、原告側、被告側、第三者<sup>441</sup>の順番で〔弁論を〕行わせなければならない、各人は

---

<sup>435</sup> 「人的証拠」＝「ラクターンターンダーンブッコン」。脚注177参照。

<sup>436</sup> 脚注432参照。

<sup>437</sup> 「弁論」＝「ガーントーティヤン」。脚注6参照。

<sup>438</sup> 「論争のようにして意見を出すこと」＝「ガーンオークカムキットカムヘンティーミーラクサナトーニェーンガン」。直訳は「互いに反論する性質をもつ意見の表明」。

<sup>439</sup> 「保護者」＝「プーポッポーン」。脚注116参照。

<sup>440</sup> 「（いれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

<sup>441</sup> 原文は「原告、被告又は第三者」。ラオスにおける「又は」等の使い方（脚注53参照）及び文脈から、ここでは本文のような意味であると判断した。

確認の為に証拠を提示し又は疑い若しくは争いが残る点について説明をする。

合議体は、なお齟齬があると思う情報証拠について、法廷における弁論に追加で提示することができる。

### 第239条（新設） 弁論の範囲

当事者による弁論及び説明は、時間を制限しないが、争点の範囲にとどまるように弁論を指揮しなければならないが、当事者が事件に関係しない問題に関して意見を述べ又は証拠を出すときは、合議体は、事件の問題に戻すよう指揮しなければならない。

### 第240条（新設） 当事者による最終意見の陳述

当事者が情報証拠を全て、明確な形で提出したときは、合議体は原告側及び被告側にそれぞれの訴状及び答弁書又は反訴状を総括させ且つ裁判所に提出した情報証拠について、全てであるか、まだ提出していない追加証拠があるか最終意見を陳述させる。これらは全て、裁判所の審理、判決が適正で公正であることを確保するためである。

### 第241条（改訂） 人民検察官の意見

尋問を経て、情報、証拠が完全、包括的であると判断されたときは、合議体は、弁論を閉じ、人民検察官が参加しているときは、その責任を負う範囲内<sup>442</sup>、事件に関して意見<sup>443</sup>を述べるよう指示し、その後裁判長が、密室で事件の検討、判断<sup>444</sup>を行うため、期日の一時的な閉廷を宣言する。

## 第4章

### 密室での検討及び判決言渡<sup>445</sup>

### 第242条（改訂） 密室での検討

合議体のみが、密室での事件の検討に参加することができる。

<sup>442</sup>「その責任を負う範囲内」＝「ユニークワームハッピーソープコントン」。直訳は「自ら責任を負う範囲内」。唐突な印象を受けるが、改正前後の議論を踏まえると、「検察の意見は事件の実質的、実体的な判断ではなく、手続面の違法の有無に限定されるべき」という起草者の考えを反映したものと考えられる。

<sup>443</sup>「意見」＝「カムヘンルータレーン」。原文は「カムヘン又はタレーン」であるが、「カムヘン」も「タレーン」も「意見」以外に訳しようがないため、まとめて「意見」としている。「カムヘン」は一般的な言葉で「意見」を意味し、「タレーン」は公的な場面における「意見」を意味する。訴訟上は、検察や弁護士が手続のしかるべき段階で形式に則って述べる意見を指す。例えば刑事訴訟手続で日本の論告にあたる段階の検察の意見を「タレーン」という。民事上も本条のタイトルは「タレーン」である。意味がわかりやすいように、「カムヘン、すなわちタレーンを…」と言い換えているものと思われる。

<sup>444</sup>「検討、判断」＝「ピチャーラナータッシン」。他の箇所では、「ピチャーラナー」は「検討」又は「審理」と訳し、「タッシン」は「判決」と訳している。ここでは密室での検討に限ったものを指していることから、「検討、判断」と訳した。

<sup>445</sup>「言渡」＝「ガンパガート」。「パガート」は「公にする」「公開する」といったニュアンス。



密室での事件の検討は、判決を適正で公正なものとするべく、主として法廷での尋問手続の結果に基づいて、詳細、包括的、完全且つ客観的に行わなければならない。

合議体は、現実の情報、証拠及び法的根拠に基づいて、確信を持って且つ独立して、争点、訴えている点又は反訴している点をそれぞれ検討するとともに、事件記録内の証拠を精査し評価する。

#### 第243条（改訂） 密室での意見表明

密室での意見表明は、多数決によるものとし、経験の少ない者<sup>446</sup>から先に意見表明及び投票をし、裁判長の意見表明及び投票は最後に行う。

多数意見に賛成しない者は、控訴又は破棄申立があった場合の上訴審での検討のために、自身の意見を書面で表明して事件記録に残す権利を有する。

#### 第244条（新設） 密室での検討の記録

密室での検討は、記録を作成しなくてはならない。裁判長は、陪席<sup>447</sup>の1人に、合議体の各人の意見、結論及び投票について記録させ、併せて各自に当該記録に署名をさせる。

#### 第245条（新設） 第一審裁判所における審理、判決の範囲

第一審裁判所は当事者の訴え又は〔非訟〕申立に沿って、情報証拠及び法律に基づいて審理し、判決する。当事者が提起した各問題について、合議体は検討を行わなければならない。当事者が提起しないいかなる問題についても、合議体は審理、判決を行わない。

#### 第246条（新設） 判決における意見の起案<sup>448</sup>

事件を担当する裁判官は、事件の出来事、中身<sup>449</sup>及び当事者の提起するそれぞれの点に対して下した意見に沿って、判決を起草しなければならず、合議体は、当事者が理由を示しているか否かにかかわらず、その提起した全ての事項に対して、情報証拠に基づき且つ

---

<sup>446</sup>「経験の少ない者」＝「プーティーミークンウットィタムクワー」。「クンウットィ」は「資格」の意味。直訳は「より資格の低い者」であるが、合議体構成員は全員裁判官の立場で参加するものであるから、この「クンウットィ」は経験の意味であると思われる。実務上は単純に若い順に述べていくということである（法廷では、日本同様、裁判長から見て左に最も若い／経験の少ない裁判官が座るようになっていることから、合議体を構成する時点で明らかである）。

<sup>447</sup>脚注416参照。

<sup>448</sup>「意見の起案」＝「ガンハーンレガンロンカムヘン」。直訳すると「意見の下書き及び作成」。「下書き及び作成」をまとめて「起案」としている。

<sup>449</sup>「出来事」＝「ヘッガン」、「中身」＝「ヌーアナイ」。「出来事」が審理対象たる事実であるのに対して、「中身」が何を意味するのかが明確ではない。判決中、「ヌーアカディ」という部分には概ね両当事者の主張や言い分が記載されることから（249条4項参照）、「ヌーアナイ」も両当事者の主張や言い分を指しているのではないかと思われる。なお、実際の判決をいくつか見てみたところ、249条が規定する判決中の各部の区別は極めて曖昧である。すなわち、形式的には同条2項が定めるように、各部を分けて記載しているが、それぞれの内容は重複したり、言いたいことが不明確であったりして、それぞれの「部」が何を書くことを目的にしているのか明確とは言い難い。脚注464参照。

関連する法律の条文を適用しつつ、詳細に意見又は判断<sup>450</sup>を下さなければならない。

#### 第247条（改訂） 判決の言渡し

密室での事件の検討の後、合議体は判決を公開の<sup>451</sup>法廷で宣告ないし読み上げ<sup>452</sup>しなければならない。

判決を読み上げる前に、判決を聞かせるために、事件の当事者を合議体の面前に立たせなければならない。但し、健康がすぐれないとして合議体から許可を得た者はこの限りでない。

裁判長が、判決のうち判断の部<sup>453</sup>以降を読み上げる。

#### 第248条（改訂） 判決言渡の延期

密室での事件の検討がまとまらず又はその日に判決の言渡しをすることができない何らかの理由があるときは、合議体は別の日を定めて〔判決言渡を〕延期するが、7日を超えることはできない。

判決言渡の延期は、合議体が事件を密室での検討に付した後はこれをすることができない<sup>454</sup>。

#### 第249条（新設） 第一審裁判所の判決

裁判所はラオス人民民主共和国の名の下に判決を下す。

裁判所の判決は表題部<sup>455</sup>、事件内容の部<sup>456</sup>、判断の部<sup>457</sup>及び結論の部<sup>458</sup>（主文）からなる。

表題部には、第一審裁判所の県、特別市<sup>459</sup>又は地区、判決番号<sup>460</sup>、合議体、書記官及び人民検察職員の氏名、事件の番号及び日付<sup>461</sup>、法廷での尋問の日時、当事者の情報、事件

<sup>450</sup>「判断」＝「ウィニッサイ」。脚注198参照。

<sup>451</sup>「公開の」＝「ヤーンブートプーイ」。直訳は「公然と」。

<sup>452</sup>「宣告ないし読み上げ」＝「パガートルーアーン」。「パガート又はアーン」であるが、「又は」には深い意味はないと思われる。

<sup>453</sup>「判断の部」＝「パークウィニッサイ」。判決書きの構成に関する249条参照。

<sup>454</sup>1項で「密室での検討がまとまらないとき」としていることと矛盾するように読める。

<sup>455</sup>「表題部」＝「パークサヌー」。この「サヌー」は訳すのが難しい。意味から意識している。

<sup>456</sup>「事件内容の部」＝「パークヌーアカディー」。

<sup>457</sup>「判断の部」＝「パークウィニッサイ」。

<sup>458</sup>「結論の部」＝「パークタッシン」。

<sup>459</sup>「特別市」＝「ナコーン」。「特別市」と訳したが、現在は存在しない。将来設ける予定であるとのこと。なお、「ナコーンルアン」はビエンチャン首都を指す。地方行政法（No. 03/NA, 2003年10月21日）6条2項及び法律用語辞書（司法省-UNDP 2015年）によるとナコーンは複数のテッサバーンから構成される。（なお、2018年10月現在、サワンナケート県の中心部が「ナコーン」となったとの情報があるが真偽は確認できていない。）

<sup>460</sup>「判決番号」＝「レークティーカムタッシン」。事件番号（カディーレークティー）（脚注329参照）とは異なる。判決番号は判決書1枚目の右上方に記載される（「第〇〇号/△△」と記載され、〇〇は数字、△△当該裁判所の頭文字）。これに対して事件番号は判決本文冒頭で言及される（例えば「民事事件第〇〇号/△△」）。

<sup>461</sup>「事件（の…）日付」＝「ロンワンティー」。脚注329参照。

における争い及び裁判所の検討管轄について言及しなければならない。

事件内容の部には、原告の訴状並びに被告及び第三者（いれば）<sup>462</sup>の答弁書又は反訴状の概要を、その法的意味を持つ出来事、侵害<sup>463</sup>及び問題に関して裁判所に求める事項を取り上げつつ、記載しなければならない<sup>464</sup>。

判断の部には、事実としての出来事を詳細に確定し、原告、被告及び第三者が提起する各問題に、情報、証拠に基づいて且つ関連法を適用することによって、明確な理由付けを行う。

結論の部には、当事者の参加不参加（出席か欠席か）<sup>465</sup>、各問題に判断を下した結果導かれる結論、税金（印紙代）又はその他の裁判費用及び控訴又は異議申立の権利について記載しなければならない。

判決は、2部作成し、1部は控えとし、もう1部は事件記録に綴る。当事者又はその他の関係機関が必要とするときは、写しを作成して書記官が認証する<sup>466</sup>。

## 第250条 第一審裁判所における判決の種類

第一審裁判所における事件の判決には以下の種類がある。

1. 原告の訴状又は被告の反訴状に十分な理由がないと判断したときは、裁判所は、原告の訴状又は被告の反訴状を棄却<sup>467</sup>する判決をしなければならない。
2. 原告の訴状又は被告の反訴状に十分な理由があると判断したときは、裁判所は次のような判決を行わなければならない。

---

<sup>462</sup> 「(いれば)」 = 「(ターミー)」。原文も括弧書。

<sup>463</sup> 「侵害」 = 「ガーンラムート」。脚注367参照。

<sup>464</sup> 本項の内容からすると、「事件内容の部」には当事者の主張を中心的に書くことが想定されているように思われるが、実際の判決をいくつか調査したところでは、この部分には、事件を構成する出来事が時系列で日記的に記載されているに過ぎず、そこに特段の視点は見受けられなかった。

<sup>465</sup> 「(出席か欠席か)」 = 「(ソ>NNループラン)」。原文も括弧書。「ソ>NN」は直訳すると「面前」。

<sup>466</sup> 直訳は「書記官をもって認証者としてすることによって写しを作成する」。

<sup>467</sup> 「棄却」 = 「ニョックルーク」。一般に訴訟上「ニョックルーク」は「棄却」と訳される。法廷での審理を経て訴えを否定するものであり、そこに至らず否定する「サツミヤン」（「却下」と訳している）とは異なる。なお、実体法上「ニョックルーク」は契約等の「解除」であることに注意を要する。おそらく訴訟における「棄却」が、契約等を「解除」するごとく「訴状」を無効化するというイメージに基づいているのではないかと推測される。

- －被告をして、原告に対し、事件に応じて損害<sup>468</sup>、違約金<sup>469</sup>又は物的拡大損害<sup>470</sup>を払わせ、また反訴状についてはその逆を行う。
- －使用貸借<sup>471</sup>の場合、被告をして、原告に対し、例えば乗り物、動物といった財物を返還させ、また反訴状についてはその逆を行う。
- －消費貸借<sup>472</sup>の場合、被告をして、原告に対し、元金及び利息（あれば）を返還させ、また反訴状についてはその逆を行う。
- －賃貸借<sup>473</sup>の場合、被告をして、原告の土地又は家から立ち退かせ、また反訴状についてはその逆を行う。
- －原告及び被告の夫婦関係を断ち切る<sup>474</sup>。
- －被告をして、養育費、慰謝料<sup>475</sup>を払わせる。

<sup>468</sup>「損害」＝「カーシアハイ」。「カーシアハイ」は「損害額」の意味でも「損害賠償」の意味でも用いられる。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）3条8号は「カーシアハイ」を、賠償すべき損害額の意味であると定義している。しかしながら議論等を聞いていると、実務上厳密に「損害賠償」、「損害額」、「損害そのもの」を分けるという習慣はなく、「カーシアハイ」の射程もこれら全てに及ぶようである。なお、「損害そのもの」を指す言葉としては、他に「クワームシアハイ」があり、この語を使うと「損害そのもの」であることが明確である。

<sup>469</sup>「違約金」＝「カーバップマイ」。「カーバップマイ」は民事上私人間で定める違約金等と、公法上国家等が科す罰金等の両方を含む語である。一般には「罰金」と訳される。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）36条はいわゆる「違約金」にあたるものを「カーバップマイ」として規定しており、ここでも「違約金」と訳したが、ラオスにおいて私法公法の区別が曖昧であり、「カーバップマイ」という語に両方の意味があること、社会通念としては民事上の違約金も「罰金」の一種であると考えられていることなどを考慮すると、民事においても敢えて「罰金」と訳す余地もある。

<sup>470</sup>「物的拡大損害」＝「カーポワイガンナップ」。類似の概念に「カーポワイガン」というものがあり、こちらは「逸失利益」と訳されることが多いが、後述のように実態としては「人的拡大損害」とでもいうべきものである。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）3条9号が後者を、同10号が前者を定義するが、十分定義たり得ておらず、両者の区別は難しい。実務上の理解によると、いずれも日本の「逸失利益」に近いものを中心に据えているが、「カーポワイガン」は人に注目して、その人が稼ぐはずであった額（逸失利益）を指すと共に、これに加えて医療費、看護費用なども含むという。これに対して「カーポワイガンナップ」は人以外の物やサービスに注目して、それらが生み出すはずだった利益（逸失利益）を指し、より抽象的で曖昧な付随的損害を包括的に含むものとしているようである。なお、契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）91条2項は「カーポワイガン」の例として「その者（不法行為の被害者）が得るはずだった収入」と「不法行為に由来するその者の追加的な支出」を挙げている。また、同56条3項は、金銭消費貸借契約において履行遅滞があった場合に、債権者から請求があれば、債務者は「カーポワイガンナップ」を払わなければならないとしている。これらの条文は、民法典草案においても基本的に維持されている（2017年6月現在）。

<sup>471</sup>「使用貸借」＝「ガンユームパイサイ」。文脈上、「使用貸借」より若干広い意味をもっているかのようにも思われるが、少なくともそのように広げた意味で使うことは一般的とは言いがたいことから直訳している。

<sup>472</sup>「消費貸借」＝「ガンクューム」。金銭に主眼をおいた記載になっていることについては脚注652参照。

<sup>473</sup>「賃貸借」＝「ガンサオ」。

<sup>474</sup>「断ち切る」＝「カートチャーク」。夫婦関係については、「離婚」（ヤーハーン）、夫婦関係の「終了」（シンスト）といったテクニカルタームが他に存在する。ここで使われる「カートニェーク」はこういったテクニカルタームを説明したり、定義したりするときに使われる日常用語であり、概ね訳したとおりの意味を持つ。なお、このように法律等でわざわざ定義しておきながら、定義したテクニカルタームではなく、日常用語の方を繰り返し使う傾向については脚注116の第2段落参照。

<sup>475</sup>「慰謝料」＝「カーポワペーンチッチャイ」。



- －当事者の一方をして、一部を仮に履行させる。
- －及びその他。

判決を下した第一審裁判所は、判決を下した日から20日以内に、判決正本の作成<sup>476</sup>を完了させなければならない。

### 第251条（改訂） 仮執行<sup>477</sup> 判決

仮執行とは、損害を軽減するため、[又は]当事者の緊急の必要性から、裁判所の判決の一部を当該判決が確定する前に執行することである。

緊急の場合、被告が原告の訴えを認めている場合又は原告が被告の反訴を認めている場合であって、裁判所の判決がその一部を先だって仮執行するよう宣言しているときは、執行のために直ちに当該地域の判決執行局又はユニット<sup>478</sup>に送付しなければならないが、控訴を妨げない。

### 第252条（新設） 判決への署名

裁判長及び書記官は判決に署名しなければならないが、何らかのやむを得ない事由によって裁判長又は書記官が判決に署名することができないときは、その者の氏名を判決に印字して、委任を受けた書記官が認証の署名をする。

### 第253条（新設） 当事者に対する判決の要点の作成

事件に判決を下した第一審裁判所が、この法律の250条が定める期限にしたがって判決正本を作成することができないときであって、当事者から求めがあるときは、期日簿<sup>479</sup>に記録されているところにしたがって判決の要点を作成し、裁判長が署名をして当事者に事前に送付する<sup>480</sup>。

<sup>476</sup>「作成」＝「ピム」。直訳は、判決を「印刷」又は「タイプ」しなければならない、の意味。

<sup>477</sup>「仮執行」＝「ハイパティバットパーン」。「ハイ」は使役動詞であり、ここでは、目的語として当事者をとると「仮に履行させる」の意となり、目的語として執行機関をとる場合は「仮に執行する」という意味になる。なお、法律上多用される使い方として、名宛人を明確化せずに用いることがあり、その場合は「国家が人々や裁判所をしてそのようにさせる」の意味であり、「～しなければならない」という意味になる。これらは日本語にすると異なる訳し方になるが、ラオ語の考え方によるとほぼ同じ言葉でほぼ同じことを指していることに注意が必要である。ここでは「仮執行」と訳しているが、前条では（名宛人を明示しているため）「仮に履行させる」と訳している。

<sup>478</sup>脚注56参照。

<sup>479</sup>「期日簿」＝「プムパスムサーン」。脚注395及び219条参照。

<sup>480</sup>「判決の要点を作成し…当事者に送付する」という部分について、助動詞の使い方が一貫していないように思われる。文頭では「must」にあたる、義務を表す助動詞「トーン」を使っているが、文末では「can」にあたる、可能を表す「コダイ」が使われている。「コダイ」は通常「can」にあたる助動詞「サーマート」や「will」にあたる助動詞「チャ」「アーチャ」などと組み合わせて使われ、その場合全体として可能 / 任意 / 許可を表すことが明確であるが、本文のような組み合わせであると、それが義務的なのか選択的なのかかわからない。文法上は「作成し」が義務的、「送付する」が選択的と読む余地もあるが、文脈上意味をなさない。訳ではいずれにも拠らない書き方にしている。なお、控訴審で対応する283条も同様。



## 第254条（新設） 判決内の間違いの訂正<sup>481</sup>

印字、数の計算及びその他の技術的な間違いがあるときは、訂正しなければならないが、当該訂正は事件の事実及び判決の効果に影響を及ぼすものであってはならない。

判決の訂正は、当該裁判長の決定で行い、直ちに關係する当事者、各人民檢察院の長又は判決執行關係の職員に送付しなければならない。

## 第255条（新設） 欠席裁判における判決の告知

欠席裁判があったときは、第一審裁判所は当事者を呼び出して告知し、判決告知にかかる記録を作成するとともに、その者に対して異議申立及び控訴申立の権利を告知しなければならない。

裁判所が、当事者に対して出頭して判決の告知を受けるよう3回にわたって召喚状を送付したにもかかわらず、当事者が村当局又はその他の關係機関による証明のある理由によらず出頭しないときは、裁判所は当該事件記録を執行に又は控訴若しくは異議申立があるときは審理のために控訴審裁判所に、それぞれ送付することができる。

当該当事者が、村当局の承認を得て従前の住所から転居しているときは、裁判所は、この法律の149条及び150条に定めるところにしたがい、掲示<sup>482</sup>又はマスメディアを通じた告知を行う。

## 第256条（新設） 欠席裁判に対する異議申立がある場合の手續

当事者が欠席裁判に異議申立を行い、裁判所に、その者の面前で審理、判決をやり直すよう求めるときは、当事者は、当該裁判所の所長宛に、従前の合議体をして、第一審裁判所の事件審理の規則に従って<sup>483</sup>再度その者の面前で検討させることを求める異議申立書を提出しなければならない。

当該欠席裁判は、新しい判決によって取り消される。

## 第257条（新設） 控訴申立がある場合の手續

判決の告知を受けた後、事件の当事者は、第一審として判決をした裁判所に対して、控訴申立を予約し<sup>484</sup>又は控訴申立書を提出して控訴を求める権利を有する。

---

<sup>481</sup> 本条は条文自体からは判決書作成前の話か後の話か明確ではない。しかし①条文の位置及び②一般的に、法廷で言い渡した判決と判決書の間、事件の事実及び判決の効果に影響を及ぼさない程度の表現の違いがあることは、そもそも当然に許容されていると考えるのが実情であることからすると、本条は判決書送付後の訂正を想定していると考えるのが自然である。

<sup>482</sup> 「掲示」＝「ティップガートターンサーターラナ」。149条は「ティップガート」のみを用いており、「掲示」と訳している（脚注261参照）。「ティップガート」は掲示板等に掲示することで公に示すことを意味する。他方「サーターラナ」は「公」、「ターン」は手法を表す前置詞（「by」「through」など）であり、意味としては「ティップガート」と重複する。ここでは、149条と異なるラオ語であるが訳は同じ「掲示」としている。

<sup>483</sup> 「第一審裁判所の事件審理の規則に従って」＝「タームラビヤップガーンピチャーラナーカディーユーサーンカントン」。脚注398参照。

<sup>484</sup> 「控訴申立を予約し」＝「ドーイガーンジョーン…コーウトーン」。脚注16参照。

第一審裁判所は、裁判所の書式に沿って控訴申立書を審査し、併せて当該控訴が控訴期間の定めにも照らし適正であるか否か確認しなければならない。控訴申立書の内容に不完全又は不適切なものがあるときは、第一審裁判所は、控訴申立人に対して、当該不備を補正するよう指示しなければならない。適正であると判断されたときは、控訴申立書を受け取り、相手方当事者に告知しなければならない。

第一審裁判所は、控訴期間が経過しているときであっても控訴申立書を受け取らなければならない。しかし、裁判所は当事者に控訴申立書の提出が遅れた理由を明らかにさせなければならない。併せて、当事者に、期間を過ぎて控訴申立書を提出することの効果<sup>485</sup>を説明して理解させなければならない。

控訴の予約又は控訴申立書の提出があったときは、裁判所は、判決を行った日又は判決を告知した日から23日以内に、事件記録を控訴審裁判所に送付しなければならない。

## 第258条（改訂） 控訴されない第一審判決

地区人民裁判所並びに県人民裁判所、首都人民裁判所及び少年裁判所<sup>486</sup>の第一審判決であって、控訴又は異議申立期間内に、当事者によって控訴されず又は各人民検察院の長によって異議申立をされないものは、確定したものとする。

第一審裁判所は、当該事件記録を、判決を行った日又は判決を告知した日から23日以内に該当する判決執行局又はユニットに送付しなければならない。

## 第XII編

### 控訴審裁判所における訴訟手続

#### 第1章

#### 第一審の裁判に対する控訴及び異議申立の権利

## 第259条（改訂） 控訴審として判決<sup>487</sup>する権限を有する裁判所

県、首都人民裁判所は、地区人民裁判所が第一審として判決<sup>488</sup>した事件で当事者から控訴され又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、情報、証拠及び法律に従って、控訴審として判決をする権限を有する。

---

<sup>485</sup> 270条参照。

<sup>486</sup> 「少年裁判所」＝「サーンデク」。本条、259条及び323条にのみ出てくる。他は「少年部（カナサーンデク）」であり、実態としても少年事件（民事を含む）は通常裁判所の少年部が扱っており、独立の少年裁判所は存在しない（2017年9月現在）。この「少年裁判所」は2003年憲法79条2項（現行憲法91条2項）に基づく特別裁判所であり、2009年裁判所法（No. 09/NA, 2009年11月26日）24条3項、25条2項などでも言及されている。他方、少年事件手続法（No. 41/NA, 2013年12月20日）78条1項によると、特別裁判所たる少年裁判所が設置されていない場合は、県、首都裁判所の少年部がこれを扱うとしており、現状はこれに基づく。

<sup>487</sup> 「判決」＝「ピパークサー」。厳密には控訴審以上の判決を指す。脚注15参照。

<sup>488</sup> 「判決」＝「タッシン」。厳密には第一審判決を指す。脚注14参照。

地域人民裁判所は、県、首都人民裁判所及び少年裁判所<sup>489</sup>が第一審として判決した事件であって、当事者から控訴され又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、情報、証拠及び法律に従って、控訴審として判決をする権限を有する。

### 第260条（改訂） 控訴又は異議申立をする権利を有する者

原告、被告又は事件当事者のいずれかの側の第三者は、裁判所の命令、決定及び判決に対して控訴する権利を有する。

各人民検察院の長は、違法な又は理由が不十分な判決に対して異議申立をする権利を有する。

### 第261条（改訂） 第三者の判決に対する異議

第三者による判決に対する異議は、状況に応じて欠席裁判又は通常事件の手続きと同様に行う。

第三者が事件手続に最初から参加しておらず、事件が控訴審手続中であるときは、その者は、自身の正当な権利及び利益を侵害する第一審判決を取り消し、その者の面前で改めて審理、判決するよう、異議を申し立てる権利を有する。

### 第262条（改訂） 控訴及び異議申立の期間

当事者及び各人民検察院の長は、裁判所の第一審判決に対して、面前又は面前とみなされる場合は判決の日から、欠席の場合は判決を知った日から、それぞれ20日以内に控訴及び異議申立をする権利を有する。

裁判所の命令又は決定に対する控訴申立<sup>490</sup>については、命令又は決定を知った日から7日の控訴期間に服する。

控訴申立をする当事者は、法令に従い、預入金及び控訴費用を払う<sup>491</sup>。

### 第263条（新設） 控訴申立

控訴は、第一審として判決をした裁判所に対して、控訴申立を予約し又は控訴申立書を提出して行う。

当事者は、第一審判決の情報、証拠に関する問題又は法律上の問題であって、自身が納得できない<sup>492</sup>もの又は第一審裁判所に対し訴え、[非訟を]申し立て若しくは反訴したも

---

<sup>489</sup> 脚注486参照。

<sup>490</sup> 「控訴申立」＝「コーウトン」。日本の「抗告」にあたるがラオ語では「控訴」と同じ。脚注237参照。なお、破棄審に関して本条に対応する290条では、「破棄申立又は異議申立は」と下線部がある。本条はこの部分が欠落している。

<sup>491</sup> 破棄審に関して本条に対応する290条では、3項で破棄申立の予約をしていながら破棄申立書を提出しない場合について、その提出期限を定めているが、控訴に関してはその規定（予約した場合にいつまでに破棄申立書を提出すべきか）が見当たらない。

<sup>492</sup> 「納得できない」＝「ポーポーチャイ」。直訳は「満足しない」。

の検討されなかったものについて、控訴申立をすることができる。当事者が第一審裁判所に対して訴えず、[非訟を] 申し立てず又は反訴しなかった問題については、控訴審裁判所は検討しても検討しなくてもよい<sup>493</sup>。控訴審裁判所において、当該問題に関する控訴申立に理由があると判断したときは、当該問題を検討させるべく、記録を第一審裁判所に差し戻す判決を行う。

仮執行判決、調停結果の執行命令<sup>494</sup>、精神障害者、解散する<sup>495</sup>法人、夫又は妻及び子どもに対する裁判所の強制措置命令<sup>496</sup>並びにその他の裁判所の一時的な強制措置命令は、控訴することができない。

#### 第264条（新設） 控訴申立書<sup>497</sup>の記載事項

控訴申立書は、以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 控訴申立人の氏名、年齢、職業及び住所。
2. 控訴申立にかかる判決番号。
3. 控訴を申し立てる点並びにその理由及びそれを裏付ける証拠。
4. 控訴申立書を提出する年月日及び署名。

#### 第265条（改訂） 控訴申立書又は異議申立書の提出にかかる規則

命令、決定及び判決に対する控訴又は異議申立をするときは、当事者又は各人民検察院の長は、第一審として事件の判決を行った裁判所を通じて、控訴審裁判所に対して、その控訴申立書又は異議申立書を提出しなければならない。

第一審裁判所が判決に対する控訴申立書又は異議申立書を受け取らず又は受け取りに時間がかかる<sup>498</sup>ときは、当事者又は各人民検察院の長は、控訴申立書又は異議申立書を直接控訴審裁判所に提出する権利を有する。

控訴申立期間の後であっても、控訴申立書又は異議申立書を受け取った第一審裁判所が、事件記録を控訴審裁判所に送付するのに遅れ、期間を経過したものであるときは、当事者又は各人民検察院の長は、控訴審裁判所に対して、当該事件を検討するよう求める権利を有する。

<sup>493</sup> 一見すると273条2項と矛盾するように読める。脚注504参照。

<sup>494</sup> 201条参照。「調停調書」（ポツバントウツクガンガイキヤ）ではなく「調停の結果」（ポンガンガイキヤ）という言い方をしている。

<sup>495</sup> 「解散する」＝「トゥークニユップルーク」。直訳は「解散させられた」。38条1項4号、136条及び脚注247参照。

<sup>496</sup> 原文では「…に対する」という意味の前置詞「トー」がそれぞれの語頭にあることにより、「強制措置命令」の対象として①精神障害者、②解散する法人、③夫又は妻、④子供が、並列の関係で規定されていることがわかりやすくなっている。

<sup>497</sup> 「控訴申立書」＝「カムホーンコーウトーン」。日本の控訴理由書にあたる。脚注16参照。

<sup>498</sup> 「時間がかかる」＝「ゲーニャーオ」。「Delay」の意味。現象としては前半の「受け取らず」に含まれるように思われる。



## 第266条（改訂） 控訴申立書又は異議申立書を取り下げる権利

当該控訴審裁判所の法廷における弁論終結まで、事件の当事者、第三者又は各人民検察院の長<sup>499</sup>は、自らの控訴申立書又は異議申立書の全部又は一部を取り下げる権利を有する。

控訴申立書又は異議申立書を取り下げたときは、事件の当事者、第三者又は各人民検察院の長は、再度控訴を申し立て又は異議を申し立てる権利を有しない。

## 第267条（新設） 控訴申立書を取り下げる場合の手続

第一審裁判所の命令、決定又は判決に対して控訴を申し立てた者が、控訴申立書を取り下げようとするときは、取下申立書を作成し、当該人民裁判所に検討してもらうよう提出しなければならない。但し、法廷における取下げは、書記官にこれを記録させる。

控訴の取下申立書を受け取ったときは、当該人民裁判所はこれを検討しなければならず、当該取下申立が法律又は国家若しくは社会の利益に抵触しないときは、それが控訴申立の全部取下げであるときは、裁判所は当該控訴申立書の取下決定<sup>500</sup>を出して事件記録を執行へと送付しなければならない。

控訴申立書の一部取下げの場合は、裁判所は取り下げられていない部分について検討する。当事者の異議申立書の取下げについては、控訴申立書の取下げと同様に行う。

## 第268条（改訂） 控訴又は異議申立の効果

判決に対する控訴又は異議申立は、控訴又は異議申立をされた判決の執行を停止する事由となる。但し、仮執行判決については、そのいずれかの部分や事項について控訴申立があったとしても、執行へと送付されなければならない。

裁判所の強制措置の適用に関する命令、決定に対する控訴又は異議申立は、事件手続を停止する事由とならない。

## 第2章

### 控訴審裁判所における事件の検討

## 第269条（新設） 控訴審としての検討のための事件の受理<sup>501</sup>

控訴又は異議申立が、期限内に且つ控訴申立の規則に従って行われたときは、控訴審裁判所は、事件を受理し、規則に従って控訴審として検討する。裁判部の長は、事件記録を

<sup>499</sup> 原文は「事件の当事者及び第三者又は人民検察院の長は」。「事件の」が「当事者」と「第三者」のみにかかることからこのような「及び」と「又は」の使い方がなされていると推測されるが、論理的には意味が乏しいため意識している。

<sup>500</sup> 「取下決定」＝「カムシーカートハイトーン…」。脚注305参照。なお訴状等の取下の場合、第一審裁判所は命令によっていたが（177条3項）、本条において控訴審裁判所は決定でこれを行う。破棄審裁判所も同様（293条）。

<sup>501</sup> 「検討のための事件の受理」＝「ガーンハップアオカディーマーピチャーラナー」。「事件の受理」については脚注335参照。



裁判官に渡して、法廷における尋問の準備のために、調査をさせる。

#### 第270条（新設） 期限を徒過した控訴申立書の検討

控訴審裁判所において、控訴申立書又は異議申立書が控訴の期限を徒過しているとはわかったときは、控訴審の裁判部は、当該事件を検討のために受理しない旨の判決を行い、当該事件記録を第一審裁判所に送付し、執行へと送付させる。但し、規則に従った控訴申立の予約があるときはこの限りでない。

控訴期間を経過したことによる、事件を検討のために受理しない旨の判決に対しては、破棄申立をすることができない<sup>502</sup>。

#### 第271条（新設） 控訴審裁判所における事件の調査

控訴審裁判所における事件の調査は、主として控訴申立のあった問題について、情報、証拠及び法律上の問題に焦点を当てて精査する<sup>503</sup>。

#### 第272条（新設） 控訴審裁判所における追加証拠の提出

当事者は、証拠と事件の出来事との詳細な関係及び当該証拠を第一審裁判所に提出しなかった理由を書面で示して、控訴審裁判所に対して追加証拠を提出する権利を有する。

控訴審裁判所は、当該情報、証拠を検討に付さなければならず、その証拠が重要なものであると判断されたときは、控訴審裁判所は第一審裁判所の判決を破棄する判決を出さなければならず、その後、事件記録をその追加提出された証拠とともに第一審裁判所の従前の裁判部に送付して改めて検討させる。

#### 第273条（新設） 控訴審裁判所の検討の範囲

控訴審裁判所は、情報、証拠及び法律に関する問題であって、第一審裁判所が判決をし、控訴又は異議申立をされたものを検討する。

第一審裁判所が未だ審理、判決していない問題<sup>504</sup>又は当事者が控訴していない問題については、控訴審裁判所は控訴審として検討に付することができない。

#### 第274条（新設） 人民検察院に対する事件記録の送付

控訴審裁判所は、事件記録を詳細且つ完全に調査したあと、[人民検察院が] その役割

<sup>502</sup> 原文は「…の判決は、破棄申立をする権利はないものとする」。日本語にすると主語と述語が整合的でないため意識している。

<sup>503</sup> 「精査する」＝「ロンルック」。「ロンルック」は「深く掘り下げる」「熟慮する」といった意味で使われる言葉。

<sup>504</sup> 一見して、263条2項第2文と矛盾するように読める。脚注493参照。思うに、起草者の意図としては、①当事者が第一審で訴えず、控訴審になって持ち出した論点については検討してもしなくてもよく（263条2項第2文）、②当事者が第一審で訴えたものの第一審裁判所が判断しなかった論点については当然に控訴理由となり（263条2項第1文）、③第一審に係属中の論点については、控訴審は検討することができない（本条2項）、といいたいのではないかと推測する。

に応じた監督を行えるよう<sup>505</sup>、事件の出来事の要約を作成し、事件記録とともに当該要約を該当する人民検察院に送付しなければならない。

人民検察官は、事件記録を受け取ってから30日以内に事件記録の精査<sup>506</sup>を完了しなければならない。その後、法廷における審理のために〔事件記録を〕控訴審裁判所に返却する。

### 第3章

#### 控訴審裁判所における尋問手続

##### 第275条 控訴審裁判所の期日に参加する者

控訴審裁判所は、期日に参加させるべく当事者を召喚しなければならない。

人民検察官は控訴審裁判所の期日に参加する権利を有する<sup>507</sup>。

当事者は、弁論の終結まで、証人が期日に参加して証言することを申し出、あるいは追加証拠を提出する権利を有する。

##### 第276条（改訂） 控訴審裁判所における尋問の規則<sup>508</sup>

控訴審裁判所における尋問手続の規則は、この法律の222条から241条に定める第一審裁判所における尋問の規則に従う。

裁判長が規則に沿って開廷を宣言し、事件を担当する合議体構成員<sup>509</sup>が報告を行ったら、裁判長は、期日に参加している控訴申立人又は人民検察官に、その控訴又は異議申立の理由を法廷に向かって述べさせる。

法廷での尋問は控訴又は異議申立のあった問題に特化しなければならない。

追加証拠の提出があったときは、合議体は人民検察官及び期日の各参加者に知らせ、当事者をして当該証拠について説明<sup>510</sup>させなければならない。弁論を終結して、人民検察官の意見を聞いた後、裁判長は、密室で事件の検討、判断を行うため、期日の一時的な閉廷を宣言する。

密室での検討、判決の起案及びこれに下す意見、法廷における判決言渡し及びその延期については、第一審裁判所における規則に従う。

---

<sup>505</sup> 検察の役割に対する起草者の意図について、脚注442参照。

<sup>506</sup> 「精査」＝「コンクワー、クワッガー」。ここでは「コンクワー」と「クワッガー」に大きな意味の違いはなく、いずれも「調査する」という意味。併せて「精査」と訳している。

<sup>507</sup> 検察の参加が義務なのか権利なのかは議論がある。脚注392参照。

<sup>508</sup> 「尋問の規則」＝「ラビヤップガーンタイスワン」。具体的な法令としての「規則」ではなく、一般的な意味の「ルール」「やり方」といったニュアンスと思われる。「事件審理の規則」（ラビヤップガーンピチャーラナーカディー）に関する脚注398参照。

なお、300条は、破棄審における事件審理の規則は本条に従うとしており、「事件審理（ピチャーラナーカディー）の規則」と言う場合と「尋問（タイスワン）の規則」と言う場合で同じものを指していることがわかる。

<sup>509</sup> 「合議体構成員」＝「カナサーン」。脚注416参照。

<sup>510</sup> 「説明」＝「アティバーイ、シージェーン」。「アティバーイ」も「シージェーン」も概ね「説明」の意味であり、書き分けていることに深い意味はない。

## 第277条（新設） 控訴審裁判所における判決

控訴審裁判所の合議体はラオス人民民主共和国の名の下に事件の判決を下す。

控訴審裁判所の判決は、表題部<sup>511</sup>、事件内容の部<sup>512</sup>、手続概要の部<sup>513</sup>、判断の部<sup>514</sup>及び結論の部<sup>515</sup>（主文）からなる。

表題部、事件内容の部及び判断の部は第一審判決のものと同様である。

手続概要の部には、それまでの事件手続の流れ、例えば判決、控訴申立等を記載する。結論の部には、当事者の参加不参加（出席か欠席か）<sup>516</sup>、手続概要、事件内容<sup>517</sup>、各問題に判断を下した結果、税金（印紙代）又はその他の裁判費用及び破棄申立又は異議申立の権利について記載しなければならない。

判決は、2部作成し、1部は控えとし、もう1部は事件記録に綴る。当事者又はその他の関係機関が必要とするときは、写しを作成して書記官が認証する。

## 第278条 控訴審裁判所の判決の種類

控訴審裁判所における判決には以下の種類がある。

1. 控訴申立の規則に従っていない場合、控訴申立書又は異議申立書を受理しない。
2. 控訴申立書又は異議申立書を棄却<sup>518</sup>し、第一審裁判所の判決全部を承認する<sup>519</sup>判決を行う。
3. 第一審裁判所の判決を一部又は全部変更して新たな判決を行う。
4. 判決を破棄<sup>520</sup>し、事件を第一審裁判所に差し戻して新たな合議体に、あるいは元の合議体が当事者のいずれかの申立<sup>521</sup>又は各人民検察院の長による異議申立につい

<sup>511</sup>「表題部」＝「パークサヌー」。249条及び脚注455参照。

<sup>512</sup>「事件内容の部」＝「パークヌーアカディー」。249条参照。

<sup>513</sup>「手続概要の部」＝「パークフープカディー」。第一審判決にはない（249条参照）。本条のほか211条及び301条で使われるが、本条及び301条における用法は、211条と異なるように思われる。脚注390参照。本条の「手続概要」という訳は本条第4項に書かれている意味から意識している。直訳は「事件像」「事件の青写真」といった意味。

<sup>514</sup>「判断の部」＝「パークウィニッサイ」。249条参照。

<sup>515</sup>「結論の部」＝「パークタッシン」。249条参照。

<sup>516</sup>「（出席か欠席か）」＝「（ソンナールーラプラン）」。原文も括弧書。

<sup>517</sup>「手続概要」（フープカディー）及び「事件内容」（ヌーアカディー）はそれぞれ「手続概要の部」（パークフープカディー）及び「事件内容の部」（パークヌーアカディー）の記載内容と重複するように思われる。なお、日本語にすると不明確になるが、ラオ語の原文では、続く「…に判断を下した結果」が「各問題」にのみかかり、「手続概要」及び「事件内容」にかからないことは明確である。

<sup>518</sup>「棄却」＝「ニョックルーク」。脚注467参照。

<sup>519</sup>「承認する」＝「ヤンユーンアオマー」。「ヤンユーン」は「承認」「確認」「認証」といった意味。「アオマー」は「受け入れる」「採用する」といった意味。

<sup>520</sup>「破棄」＝「ロップラーン」。(1) 実体法上は「取消」と訳されることが多い。効力が無いことを公的権威が確認／確定／承認するといったニュアンスを持つ。実体法上の「ロップラーン」につき脚注86参照。(2) 訴訟上、日本の上告審にあたる「破棄審」は「カンロップラーン」といい、この破棄申立（上告申立）を「コーロップラーン」という。3条15号及び16号参照。(3) 本条の「ロップラーン」はいずれとも異なり、日本で「原判決を破棄し…」というときの「破棄」に相当する。

<sup>521</sup>「いずれかの申立」＝「カムホーンコーアンダイアンヌン」。構文上、この「当事者のいずれかの申立（書）」と「各人民検察院の長による異議申立（書）」が並列の関係にあることから考えて、この「当事者の…申立（書）」は当事者が控訴審裁判所に対して申し立てた事項を指すものと思われる。

て未だ検討していないときは元の合議体<sup>522</sup>に、それぞれ検討させる。

5. 第一審裁判所の判決を、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく破棄する。

6. 破棄申立又は異議申立の有無にかかわらず一部を仮に執行する。

控訴審裁判所の判決は、情報、証拠に関する限り最終審判決<sup>523</sup>とする。

控訴審裁判所は、判決を下した日から20日以内に判決書正本を3部作成しなければならない。

## 第279条（改訂） 判決の破棄又は変更をもたらす事由

第一審判決の破棄又は変更をもたらす事由には以下のものがある。

1. 事件の出来事の説明が不明確である場合。
2. 事件の全ての証拠を検討していない場合。
3. 裁判所の判断<sup>524</sup>が、事件の実際の出来事に適合していない場合。
4. 法律の適用が正しくない場合。
5. 民事事件手続の規則違反がある場合。
6. 第一審裁判所が判断を示していながら [結論において] 判決せず<sup>525</sup>又は何らかの問題について検討していない場合及びその他の事由。

## 第280条（新設） いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく判決を破棄する場合

控訴審裁判所は、以下の場合、第一審裁判所の判決を検討のうえ、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく破棄することができる。

1. 事件の当事者の一方が、手続中に承継人なく死亡した場合。
2. 事件の当事者たる法人が、手続中に承継人なく解散し又は裁判所の破産判決を受けた場合。
3. 原告に訴える権利がない事件。
4. 以前に判決が出されている事件。
5. 訴えの時効が完成している事件。

<sup>522</sup> 「新たな合議体」/「元の合議体」=「カナマイ」/「カナガオ」。「マイ」は「新しい」（転じて「別の」）。「ガオ」は「古い」（転じて「元の」「同じ」）。「カナ」は委員会等とであるが、ここで何を指すかは明確ではない。裁判部（カナサーン）や合議体（カナサーンタッシン）を省略して「カナ」とのみ言うことはあり得る。その場合、ラオスでは民事部等の裁判部は各裁判所に一つずつしかないため（民事部が複数ある裁判所はない）、「新しい（別の）裁判部」というのはおかしく、合議体であれば理解可能である。

<sup>523</sup> 「情報、証拠に関する限り最終審判決」とあるが、日本の事実審 / 法律審の考え方と若干異なり、破棄審（日本の上告審）であっても事実認定は見直しうる（296条及び304条1号参照）。「最終審」というのは、事実に関する主張や証拠の提出についてであり、「情報、証拠に関する限り」という点にはその意味が込められている。

<sup>524</sup> 「判断」=「ウィニッサイ」。

<sup>525</sup> 「判断」=「ウィニッサイ」、 「判決」=「タッシン」。



## 第281条（新設） 判決破棄のうえ事件記録を差し戻して第一審裁判所に再検討させる場合

控訴審裁判所は、以下の場合に、検討のうえ第一審裁判所の判決を破棄する判決を行い、事件記録を差し戻して第一審裁判所に再検討させることができる。

1. 第一審裁判所の判決が、未だ全ての証拠を検討していない場合。
2. 第一審の審理、判決の基礎となるべき重要な追加証拠が控訴審裁判所に提出された場合。
3. 第一審裁判所にとって検討の必要があるような何らかの要求が当事者からなされた場合。
4. 合議体の構成が違法<sup>526</sup>であった場合。
5. 民事事件手続に関する法令違反<sup>527</sup>があった場合。

## 第282条（新設） 第一審裁判所による再検討

第一審裁判所は、控訴審裁判所が差し戻した事件を、情報、証拠及び法律に基づいて検討し、新たに判決を下さなければならない。

第一審裁判所は、それが情報、証拠に裏付けられていると判断するときは<sup>528</sup>、控訴審裁判所の判断に沿って審理、判決を行う。

## 第283条（新設） 当事者に対する判決の要点の作成

事件に判決を下した控訴審裁判所が、この法律の278条に定める期間に従って判決正本を作成することができないときであって、当事者から求めがあるときは、期日簿に記録されているところにしたがって判決の要点を作成し、裁判長が署名をして当事者に事前に送付する<sup>529</sup>。

## 第284条（新設） 破棄申立又は異議申立がない場合の手続

控訴審裁判所の判決が破棄申立又は異議申立をされないときは、控訴審裁判所は、破棄申立期間が満了してから3日以内に、判決書を事件記録とともに第一審として判決を行った人民裁判所に送付しなければならない、もって〔第一審裁判所をして〕該当する判決執行局又はユニットに送付させる。

## 第285条（新設） 破棄申立又は異議申立があった場合の手続

<sup>526</sup> 「違法」＝「ポートウクトーン」。直訳は「適正でない」「正しくない」であるが、法令に照らし「適正でない」「正しくない」という意味と思われる。

<sup>527</sup> 「法令違反」＝「ラムートラビヤップゴツマイ」。

<sup>528</sup> 「情報、証拠に裏付けられていると判断するときは」＝「ムーアヘンワーミーコームーンラクターン トワチン」。直訳すると「真の情報、証拠があると見えるときは」。「真の情報、証拠がある」を「情報、証拠に裏付けられている」と訳している。

<sup>529</sup> 脚注480参照。



判決の告知を受けた後、事件の当事者は、控訴審として判決をした裁判所に対して、破棄申立を予約し又は破棄申立書を提出して破棄を求める権利を有する。

控訴審裁判所は、裁判所の書式に沿って破棄申立書を審査し、併せて当該破棄申立書が破棄申立期間の定めにも照らし適正であるか否か確認しなければならない。破棄申立書の内容に不完全又は不適切なものがあるときは、控訴審裁判所は、破棄申立人に対して、当該不備を補正するよう指示しなければならない。適正であると判断されたときは、破棄申立書を受け取り、相手方当事者に告知しなければならない。

破棄申立書が、法律上の問題ではなく又は事件に関係がなく、裁判所が当事者に訂正を指示し且つ当事者が破棄審の権限と責務を理解するよう説明したにもかかわらず、その者が訂正を拒み、なお従前の破棄申立のとおり主張する<sup>530</sup>ときは、控訴審裁判所は、法定の手続をとる<sup>531</sup>ために破棄申立書を受理しなければならない。

## 第286条（新設） 破棄申立の禁止<sup>532</sup>

以下の控訴審裁判所の判決に対しては破棄申立をすることができない。

1. 被告が原告の訴えを認諾した場合において、その第一審裁判所の判決を維持する控訴審の判決。
2. 国家所有権に関する事件。
3. 通行の許可<sup>533</sup>を求める事件。
4. 価額が2000万キープを超えない事件。
5. 第一審裁判所に再度検討するよう差し戻す控訴審の判決。
6. 控訴申立書が予約されながら控訴申立書が提出されなかった第一審裁判所の判決。
7. 当事者が期間を経過して控訴を申し立てた場合において、第一審裁判所の判決を維持する控訴審裁判所の判決。
8. 第一審裁判所に申し立てなかった問題であって、控訴審裁判所が検討に付したものの。

<sup>530</sup>「主張する」＝「ヤンユーン」。「確認する」「認証する」等であるが、ここでは自らの主張が従前のおりであることを認める / 確認する / 宣言するといったニュアンスと思われる。「主張する」というのは意識。

<sup>531</sup>「法定の手続をとる」＝「ダムヌーンタームカントーンコーンゴツマイ」。直訳すると「法律の手順に沿った手続を行う」。「ダムヌーン」と「カントーン」にはニュアンスの違いがあるが、日本語に訳するといずれも「手続」といった意味に近い。

<sup>532</sup>「禁止」＝「ポーアヌニャート」。直訳は「許さない」。

<sup>533</sup>「通行の許可」＝「アヌニャートハイターンパーン」。「アヌニャート」は「許可」。「ターンパーン」は「通るための道」「通路」（脚注358参照）。なお、「ターンパーン」がすでにテクニカルタームとなっているという見方をすれば、「ハイ（＝give）ターンパーン」で「通路開設」といった訳も可能と思われる。

## 第Ⅳ編

### 破棄審裁判所における訴訟手続

#### 第1章

#### 裁判所の判決<sup>534</sup>に対する破棄申立又は異議申立の権利

##### 第287条（改訂） 破棄審として判決する人民裁判所

最高人民裁判所は、地域裁判所が控訴審として判決をした事件であって、当事者から破棄申立をされ又は各人民検察院の長<sup>535</sup>から異議申立をされた事件について、破棄審として且つ最終の法律審<sup>536</sup>として判決を行う。

地域裁判所は、県、首都人民裁判所が控訴審として判決した事件であって、当事者から破棄申立をされ又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、破棄審として且つ最終の法律審として判決する権限を有する。

##### 第288条（改訂） 破棄申立をする権利を有する者<sup>537</sup>

原告、被告若しくは第三者であって事件の当事者である者<sup>538</sup>又は各人民検察院の長は、裁判所の命令、決定及び判決に対して、破棄申立又は異議申立をする権利を有する。破棄申立をする者又は異議申立をする各人民検察院の長は、自身の破棄申立又は異議申立の理由を裁判所に説明しなくてはならない。

控訴又は異議申立をされなかった第一審裁判所の判決に対しては、破棄申立をすることができない<sup>539</sup>。

##### 第289条（新設） 破棄申立

破棄申立は、控訴審として判決をした裁判所に対して、破棄申立を予約し又は破棄申立書を提出して行う。

<sup>534</sup> 「判決」＝「カムピパークサー」。判決と訳しているが厳密には控訴審以上の判決を指すため、ここでは控訴審判決のみを意味し、第一審判決は含まれない。脚注14及び15参照。

<sup>535</sup> 原文は「人民検察院の長」。「各」を敢えて付けていることについては脚注29参照。なお、本条1項の場合、異議申立をしうる人民検察院は「北部地域人民検察院」「中部地域人民検察院」「南部地域人民検察院」に限られる。

<sup>536</sup> 「最終の法律審」＝「カン…スッターイターンダーンゴッマーイ」。原文が正に「法律審」という言い方をしているが、日本の「法律審」と若干異なる。脚注523参照。

<sup>537</sup> 控訴審において本条に対応する260条は「控訴申立又は異議申立をする権利を有する者」と下線部が加わる。本条も本文を読むと異議申立にも言及しており、タイトルが不完全である印象を受ける。

<sup>538</sup> 原文は「原告、被告若しくは第三者」の後に関係代名詞「スン」を挟んで「事件の当事者である」と続く。第三者は当事者ではないので（70条、75条）、この部分の書き方は誤解を招く。

なお、控訴審において対応する260条では「原告、被告又は第三者」の後に「いずれかの側の」という句があり、その後関係代名詞「スン」を挟んで「事件の当事者である」と続く。そのため、同条の訳においては関係代名詞以下が「いずれかの側」を修飾するものとして訳しているが、本条のように第三者を当事者であるかのように誤解する向きがあるとすると、同条も「原告、被告又はいずれかの側の第三者であって当事者である者は」と訳するのが正しいのかもしれない。

<sup>539</sup> 本項の趣旨は明確ではないが、字義どおり当然のことを確認的に規定するだけではないかと思われる。

当事者は法律上の問題についてのみ破棄申立をすることができ、当事者が事件の中身<sup>540</sup>に関する問題について破棄申立を行っても、破棄審裁判所はこれを検討することはできない。

破棄申立書は、以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 破棄申立人の氏名、年齢、職業及び住所。
2. 破棄申立にかかる判決番号。
3. 破棄を申し立てる点及び法律上の根拠。
4. 破棄申立書を提出する年月日及び署名。

## 第290条（改訂） 破棄申立期間<sup>541</sup>

当事者及び各人民検察院の長は、控訴審裁判所の判決に対して、面前又は面前とみなされる場合は判決の日から、欠席の場合は判決を知った日からそれぞれ30日以内に破棄申立及び異議申立をする権利を有する。

控訴審裁判所の命令又は決定に対する破棄申立又は異議申立については、知ってから10日以内とする。

当事者が破棄申立を予約しながら控訴審裁判所に対して期限内に〔破棄〕申立書を提出することができなかったときは、〔破棄審が〕当該事件の検討を開始するまで、当該申立書を破棄審裁判所に対して提出することができる<sup>542</sup>。

## 第291条（新設） 破棄申立書又は異議申立書の提出にかかる規則

控訴審の命令、決定及び判決に対して破棄申立又は異議申立をするときは、当事者又は各人民検察院の長は、控訴審として事件を検討した裁判所を通じて、破棄審裁判所に対して、その破棄申立書又は異議申立書を提出しなければならない。

控訴審裁判所が判決に対する破棄申立書又は異議申立書を受け取らず又は受け取りに時間がかかる<sup>543</sup>ときは、当事者又は各人民検察院の長は、破棄申立書又は異議申立書を直接破棄審裁判所に提出する権利を有する。

破棄申立期間の後であっても、破棄申立書又は異議申立書を受け取った控訴審裁判所が、事件記録を破棄審裁判所に送付するのに遅れ、期間を経過したものであるときは、当事者又は各人民検察院の長は、破棄審裁判所に対して、当該事件を検討するよう求める権利を有する。

<sup>540</sup> 「事件の中身」＝「ヌーアカディー」。249条4項等では、「ヌーアカディー」という言葉を当事者の主張を含むものとして使っているが、本条の「ヌーアカディー」は「出来事の事実的側面」をいいたいのではないと思われる。

<sup>541</sup> 前々条同様、「又は異議申立の」が抜けているように思われる。脚注537及び262条参照。

<sup>542</sup> 本項に対応する規定が控訴審に関して欠けていることについて脚注491参照。なお、「検討の開始」が具体的にどの時点なのかは不明確である。

<sup>543</sup> 脚注498参照。

## 第292条（改訂） 破棄申立の権利を行使する方法

破棄申立をする当事者は、法令に従い、預入金及び破棄申立費用を支払う。

破棄申立書又は異議申立書は、当該事件に控訴審として判決を下した裁判所を通じて、地域人民裁判所又は最高人民裁判所に提出されなければならない。当該控訴審裁判所は、破棄申立をする者に、破棄申立期間、破棄申立書の記載、破棄申立費用及びその者の権利などについて指示しなければならない。控訴審裁判所は、破棄申立期間が経過しているときであっても破棄申立書を受け取らなければならない。

破棄申立書又は異議申立書を受け取った後、控訴審裁判所は、その申立書を受け取った日から7日以内に、他方当事者に通知をしなければならない。破棄申立又は異議申立の期間が経過しているときは、控訴審裁判所は、3日以内に、破棄申立書又は異議申立書を事件記録と共に破棄審裁判所に送付しなければならない。

## 第293条（新設） 破棄申立書を取り下げる権利

裁判所に破棄申立書を提出した当事者は、自身の申立書を取り下げる権利を有する。

控訴審の命令、決定又は判決に対する破棄申立書又は異議申立書の取下げは、書面で行うべき人民裁判所<sup>544</sup>にこれを提出して行う。

破棄審裁判所の裁判部は、当該破棄申立又は異議申立の取下申立書が、法律又は国家若しくは社会の利益に抵触しないときは、当該取下申立を検討に付さなければならず、もって裁判部は当該破棄申立書又は異議申立書の取下決定<sup>545</sup>を出して、事件記録をしかるべき判決執行局又はユニットへと送付しなければならない。但し他の者による破棄申立が別途ある場合はこの限りでない。

## 第294条 破棄申立書提出の効果<sup>546</sup>

破棄審裁判所に提出された当該破棄申立書又は異議申立書は、破棄申立又は異議申立をされた判決の執行を停止する事由となる。但し、この法律の251条に定める仮執行判決についてはこの限りでない。

## 第2章

### 破棄審裁判所における事件の検討手続<sup>547</sup>

## 第295条（新設） 破棄審としての検討のための事件の受理

破棄審が事件記録を受け取ったら、裁判部の長は、裁判官の一人にこれを渡して、判決

<sup>544</sup>「しかるべき人民裁判所」＝「サーンパーソンティーキョーン」。控訴審裁判所を指すのか破棄審裁判所を指すのか不明。タイミングに拠るためにこのような書き方になっているのか。

<sup>545</sup>「取下決定」＝「カムシーカートハイトーン」。脚注305及び498参照。なお498条と異なり本条は「決定」（カムシーカート）である。

<sup>546</sup>異議申立につき脚注537及び268条参照。

<sup>547</sup>「手続」＝「カントーン」。前編2章のタイトルと若干異なり、「手続」にあたる言葉がついている。



を出す準備のために調査をさせる。

破棄申立書又は異議申立書が破棄申立の期限を徒過しているとわかったときは、破棄審の裁判部は、当該事件を検討のために受理しない旨の判決を行い、当該事件記録を第一審として判決した裁判所に送付し、もってしかるべき判決執行局又はユニットへと送付させる。

## 第296条（新設） 破棄審裁判所による事件の調査

破棄申立が期限内に行われたときは、破棄審裁判所は、当該破棄申立書が法律上の問題<sup>548</sup>に関するものであるか否か調査、検討しなければならず、それが法律上の問題であるときは、破棄審裁判所は、事件の出来事の認定<sup>549</sup>及びその法律や手続に関する規則の適用について調査しなければならない。

法律上の問題ではないときは、破棄審裁判所は検討することができない。

事件記録を受け取ったあと、裁判官は3ヶ月以内に調査を終えなければならず、その期間内に終えられないときは、裁判官はこの法律の30条に定めるところに従い、期間延長の申し出をしなければならない。

## 第297条（新設） 人民検察官への事件記録の送付<sup>550</sup>

破棄審裁判所は、事件記録を詳細且つ完全に調査したあと、[人民検察院が]その役割に応じた監督を行えるよう、事件の出来事の要約を作成し、事件記録とともに当該要約を該当する人民検察院に送付しなければならない。

人民検察官は、事件記録を受け取ってから30日以内に事件記録の精査を完了しなければならない。その後、法廷における審理のために[事件記録を]破棄審裁判所に返却する。

## 第298条 破棄審における事件の検討の範囲

破棄審裁判所は以下について検討する。

1. 訴訟手続に関する法の適用。
2. 出来事の解釈。
3. 事件の中身及び出来事への条文、法律の適用。

## 第299条 法廷での尋問を開かずにする判決

情報、証拠に基づく出来事などは、控訴審裁判所が下した判決をもって最終的な判断とする<sup>551</sup>。

<sup>548</sup> 本条からわかるように「法律上の問題」の意味に注意が必要。なお脚注523及び536参照。

<sup>549</sup> 破棄審でも事実認定を見直さう。脚注523参照。

<sup>550</sup> 本条本文は控訴審に関する274条とほぼ同じであるが、タイトルが若干異なる。深い意味は無いと思われる。

<sup>551</sup> 「最終的な判断とする」＝「ハイトゥーワーペンティーンストレーオ」。直訳は「すでに終わったものとみなす」。



破棄審裁判所は、取調べ及び尋問を改めてすることなく、事件記録に基づき法律に関してのみ判決する。必要がある場合、破棄審裁判所は当事者を召喚して破棄審裁判所における訴訟手続に参加させ又は事件の実際の出来事に関する調査を行うことができる。

### 第300条 破棄審裁判所における事件審理の規則<sup>552</sup>

破棄審裁判所における事件審理の規則は、この法律の276条に定めるところに従う。

破棄審裁判所は、事件記録を受け取った日から3ヶ月以内に事件の審理を終えなければならない。

裁判長が規則に従って開廷を宣言し、事件を担当する陪席裁判官が[事件の]報告を行ったあと、裁判長は、期日に参加している破棄申立人又は人民検察官に、その破棄申立又は異議申立の理由を法廷に向かって述べさせる。

期日に当事者を召喚していないときは、担当者の報告及び人民検察官の意見を聞いたあと、裁判長は、密室で事件の検討、判断を行うため、期日の一時的な閉廷を宣言し、その後、法廷で判決を宣言ないし読み上げる<sup>553</sup>。

### 第301条（新設） 破棄審裁判所における判決

破棄審裁判所の合議体はラオス人民民主共和国の名の下に事件の判決を下す。

破棄審裁判所の判決は、表題部<sup>554</sup>、事件内容の部<sup>555</sup>、手続概要の部<sup>556</sup>、判断の部<sup>557</sup>及び結論の部<sup>558</sup>（主文）からなる。

表題部、事件内容の部及び判断の部は第一審判決のものと同様である。

手続概要の部には、それまでの事件手続の流れ、例えば判決、控訴申立等を記載する。結論の部には、手続概要、事件内容<sup>559</sup>、判決の法的な効果、税金（印紙代）又はその他の裁判費用及び判決の強制執行力について記載しなければならない。

判決は、2部作成し、1部は控えとし、もう1部は事件記録に綴る。当事者又はその他の関係機関が必要とするときは、写しを作成して書記官が認証する。

### 第302条（改訂） 破棄審裁判所の判決の種類

破棄審裁判所における判決には以下の種類がある。

1. 破棄申立の規則に従っていない場合、破棄申立書又は異議申立書を受理しない。

<sup>552</sup> 「事件審理の規則」 = 「ラビヤップガンピチャーラナーカディー」。脚注398参照。

<sup>553</sup> 「宣言ないし読み上げる」 = 「パガートルーアーン」。脚注452参照。

<sup>554</sup> 「表題部」 = 「パークサヌー」。249条及び脚注455参照。

<sup>555</sup> 「事件内容の部」 = 「パークヌーアカディー」。249条参照。

<sup>556</sup> 「手続概要の部」 = 「パークフープカディー」。脚注513参照。

<sup>557</sup> 「判断の部」 = 「パークウィニッサイ」。249条参照。

<sup>558</sup> 「結論の部」 = 「パークタッシン」。249条参照。

<sup>559</sup> 「手続概要」 = 「フープカディー」, 「事件内容」 = 「ヌーアカディー」。脚注517参照。

2. 破棄申立書又は異議申立書を棄却<sup>560</sup>し、控訴審裁判所の判決全部を承認する<sup>561</sup>判決を行う。
3. 控訴審裁判所の判決を、下級審裁判所が確定した出来事に基づきつつ法律面で一部又は全部変更して新たな判決を行う。
4. 判決を破棄<sup>562</sup>し、事件を控訴審裁判所に差し戻して新たな合議体に、あるいは元の合議体が当事者のいずれかの申立<sup>563</sup>又は各人民検察院の長による異議申立について未だ検討していないときは元の合議体<sup>564</sup>に、それぞれ検討させる。
5. 控訴審裁判所の判決を、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく破棄する。

### 第303条（新設） いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく判決を破棄する場合

破棄審裁判所は、この法律の280条に定める事由があるときは、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく控訴審裁判所の判決を破棄することができる。

### 第304条 判決破棄のうえ差し戻して控訴審判決に再検討させる場合

破棄審裁判所は、以下の場合に、控訴審裁判所の判決を破棄する判決を行い、事件記録を差し戻して控訴審裁判所に再検討させることができる。

1. 控訴審裁判所による出来事の認定が正しくない場合。
2. 控訴審裁判所において控訴されながら検討していない事項がある<sup>565</sup>場合。
3. 第一審裁判所に訴訟手続に関する規則の違反があるにもかかわらず、控訴審裁判所がこれを承認する判決を行っている場合。
4. 控訴審裁判所が事件の争いを解決するにあたり法律を誤って適用している場合。
5. 法律が定めるその他の問題がある場合。

### 第305条（改訂） 控訴審裁判所における再検討

控訴審裁判所は、破棄審裁判所が差し戻した事件を、情報、証拠及び法律に基づいて検討し、新たに判決を下さなければならない。

控訴審裁判所は、それが情報、証拠に裏付けられており<sup>566</sup>且つ法的にも正しいと判断するときは、破棄審裁判所の判断に沿って審理、判決を行う。

<sup>560</sup>「棄却」＝「ニョックルーク」。脚注467参照。

<sup>561</sup>「承認する」＝「ヤンユーンアオマー」。脚注519参照。

<sup>562</sup>「破棄」＝「ロップラン」。脚注520参照。

<sup>563</sup>「いずれかの申立」＝「カムホーンコーアンダイアンヌン」。脚注521参照。

<sup>564</sup>「新たな合議体」/「元の合議体」＝「カナマイ」/「カナガオ」。脚注522参照。

<sup>565</sup>「控訴されながら検討していない事項がある」＝「ポーナムアオバンハーダイヌンティーコーウトー  
ンマーピチャーラナー」。直訳は、「控訴された事項のいずれかを検討に付していない」。

<sup>566</sup>脚注528参照。

### 第306条（改訂） 破棄審裁判所の判決に基づく判決

控訴審裁判所の新たな合議体による判決が破棄審裁判所の判決と異なる判断を下した場合で、当事者が破棄申立をしないときは、対応する<sup>567</sup>人民検察院の長は破棄審裁判所に異議を申し立てる義務を負う。

その事件の再検討において、破棄審裁判所が再度同じ判断をし、事件を控訴審裁判所に再度差し戻したときは、控訴審裁判所の新たな合議体は当該破棄審裁判所の判断に拘束される<sup>568</sup>。

## 第XIV編

### 判決<sup>569</sup>の執行<sup>570</sup>

### 第307条（新設） 判決の執行

判決の執行とは、侵害又は損失を被った国家、集団<sup>571</sup>及びラオス国民<sup>572</sup>の権利及び利益を回復するため、この法律の308条に規定する確定した裁判を適正に執行し且つ実現することである。

### 第308条（新設） 執行に付される裁判

執行に付される裁判は以下である。

1. 地区人民裁判所又は<sup>573</sup>県、首都人民裁判所における第一審の民事事件の命令、決定及び判決であって確定したもの。
2. 県、首都人民裁判所及び地域人民裁判所における控訴審の民事事件の命令、決定及び判決であって確定したもの。
3. 最高人民裁判所及び地域人民裁判所における破棄審の民事事件の命令、決定及び判決であって、いずれの審級にも差し戻して再検討させないもの。
4. 仮執行を付した判決。
5. 裁判所による調停調書の執行命令。
6. 外国の裁判所による確定した命令、決定及び判決であって、ラオス人民民主共和

<sup>567</sup> 「対応する」 = 「ティーキョコーン」。直訳は「関係する」。ここでは、例えば中部地域人民裁判所における控訴審が問題となっているなら中部地域人民検察院というように、当該審理を担当する人民検察院を指す。

<sup>568</sup> 「…に拘束される」 = 「トーンダイパティバットターム…ヤンデッカート」。直訳すると「…に絶対的（ないし確定的）に従わなければならない」。

<sup>569</sup> 「判決」 = 「カムタッシンコーンサーン」。厳密には「裁判所の判決」。日本語では「判決」が裁判所のものであることは自明なので省略している。

<sup>570</sup> 「執行」 = 「パティバット」。307条のタイトルの「執行」は「ジャッタンパティバット」。両者はほぼ同じ意味といえる。

<sup>571</sup> 「集団」 = 「ルワンムー」。

<sup>572</sup> 「ラオス国民」 = 「ポンラムーアン」。

<sup>573</sup> 「又は」 = 「ルー」。次号以下は「及び」（＝「レ」）を使っている。両者の使い分けが曖昧である点については脚注53参照。

国の人民裁判所が承認して執行させるもの。

7. 国内の並びにラオス人民民主共和国が締結、加盟する二国間及び多国間条約<sup>574</sup>に基づく場合は国外の経済紛争解決委員会<sup>575</sup>による調停調書及び仲裁判断。

### 第309条（新設） 裁判の効力<sup>576</sup>

この法律の308条に規定する確定した命令、決定、第一審判決及び上訴審判決は、あらゆる党組織、国家機関、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、企業及び全国民が尊重しなければならない。関係者及び機関は厳格に履行しなければならない。

確定した人民裁判所の命令、決定、第一審判決及び上訴審判決は一切変更することはできない。但し、再審が行われる場合はこの限りでない。

### 第310条（新設） 裁判所の判決の執行方法

該当する判決執行官<sup>577</sup>は、判決を調査して事件の当事者を呼び出し、裁判所の当該裁判について、その内容を説明するとともに、民事上の責任ないし損害賠償を負う者の現実の経済状況を踏まえて<sup>578</sup>、執行期限を設定し履行を促す<sup>579</sup>。

執行される者が任意に履行しない<sup>580</sup>ときは、判決執行官は、状況に応じて、その者の月給その他の収入から天引きする命令又はその者の財産を競売<sup>581</sup>ないし清算に使うために押収し若しくは差し押さえる<sup>582</sup>命令を発する。

これらに加え、判決執行官は、裁判所の裁判を実現するために必要なその他の命令を発する権限を有する。

手段、手続の詳細は判決執行法<sup>583</sup>に従う。

### 第311条（新設） 判決執行の停止

判決執行官は、以下の場合に判決の執行を停止する。

1. 民事上の責任ないし損害賠償を負う者が死亡し、相続人がいる場合。
2. 民事上の責任ないし損害賠償を負う者が行為能力を喪失し又は精神に異常を来し

<sup>574</sup> 脚注36参照。

<sup>575</sup> 「経済紛争解決」はラオスのADRであるが、これが概ねADR一般を意味する言葉として使われていることにつき、脚注74参照。また「(同)委員会」について脚注75参照。

<sup>576</sup> 「効力」＝「ポンサクシット」。「効果」「効力」といった意味。

<sup>577</sup> 「判決執行官」＝「パナッガーンジャッタパティバットカムタッシンコーンサーン」。直訳は「裁判所の判決執行職員」。司法省の職員である。

<sup>578</sup> 「踏まえて」＝「ドーイーンサイグーアンカイ…」。直訳は「…の条件に基づいて」。

<sup>579</sup> 「執行期限を設定し履行を促す」＝「ネナム、ブックラドムレワーンガムノットウエラー」。原文は「指示し、促進し、設定する、期限を」という意味になる。意味上の重複等があることから意識している。

<sup>580</sup> 「履行しない」＝「ボーニョームパティバット」。「ニョーム」は「give up」の意味。

<sup>581</sup> 「競売」＝「カーイレラン」。類似の言葉や制度につき、脚注639参照。

<sup>582</sup> 「押収し若しくは差し押さえる」＝「ニュルラーアーニャット」。強制措置（第VII編参照）において、「ニュル」は「[一時的]押収」。「アーニャット」は「[仮]差押え」と訳していたもの。脚注22及び24参照。

<sup>583</sup> 2008年判決執行法（No. 04/NA，2008年7月25日）。



た<sup>584</sup>場合。

3. 民事上の責任ないし損害賠償を負う者が公務で執行の地以外の地におり又は治療中である場合。
4. 民事上の責任ないし損害賠償を負う法人が解散し又は破産した<sup>585</sup>場合。
5. 法律の定める期間内に再審が行われ、最高人民検察院の長による〔執行の〕停止の指示<sup>586</sup>がある場合。
6. 判決執行法に定めるところに従い、各人民検察院の長による〔執行の〕停止の指示がある場合<sup>587</sup>。
7. 確定した判決が現実と整合しない<sup>588</sup>ために、執行が不可能である場合。
8. 司法部門<sup>589</sup>と調整したうえで<sup>590</sup>、国会に対する救済申立<sup>591</sup>がある場合。

判決の執行を停止する上記の事由がなくなったときは、執行を再開する。

### 第312条（新設） 判決執行の終了

判決の執行は、以下の事由がある場合に終了する。

---

<sup>584</sup>「精神に異常を来した」＝「ペンコンシアチット」。「ペン」は「become」,「コンシアチット」は「狂った人」等。脚注82参照。なお、行為能力については実体法上十分な理解がされておらず、時として事実状態を指す言葉のように使われる。ここで行為無能力者と精神障害者を併記するのも同様の理解に基づくか若しくは読み手の同様の理解に配慮したものと考えられる。

<sup>585</sup>「解散」も「破産」も原文は受動態で表現されている。脚注247参照。

<sup>586</sup>「指示」＝「サヌー」。実務上は執行停止そのものを目的とした指示が発せられるということではなく、精査のために、最高検から司法省の執行部門に対して事件記録の原本が請求され、これを渡すことで執行部門の手に事件記録がなくなるため、当然に執行が停止するという扱いになっているという。

<sup>587</sup>判決執行法（脚注583参照）49条4号、43条及び41条。同法41条が一般的な停止事由を定めるところ、再審以外の事由についても、検察は、これらの事由があることをもって、司法省等に対して執行の停止を要請する権限がある（同法49条4号）。しかしながら同法41条が、表現や細部に違いはあるものの本質的には本条（311条）と一致する性質のものであることから、本条本号（判決執行法に基づく検察の指示による停止）は結局本条のその他の各号を繰り返すものでしかない。

<sup>588</sup>「現実と整合しない」＝「ボーコンカップトワチン」。「事実と異なる」「現実に沿わない」といった意味。

<sup>589</sup>「司法部門」＝「カネーンガンニュティットム」。「カネーンガン」は「部門」「sector」等を意味する。ここでは司法省など国家の司法部門を指すと思われる。

<sup>590</sup>「司法部門と調整したうえで」という制限を加えている趣旨は明確ではない。しかしラオスでは、国会を通すことで再審申立期間（1年）を超えて再審を行わせるということが現実に起きているようであり（2012年改正時の議論）、国会に対する請願と再審の関係が問題となっているという背景がある（最高裁や最高検の見解としては、国会からの介入があっても再審期間を徒過した事件の再審を決定することはできないとしている）。このような問題意識から、何らかの形で国会の介入を制限しようとしたのではないかと推測される。

<sup>591</sup>「救済申立」＝「ホーンコークワームペンタム」。「救済申立」と訳しているが、字義としては「正義を求める申立」といった意味になる。

請願法（No. 53/NA, 2014年12月15日）によると、ラオスでは国民から国家に対して請願する手段が3つあり、①行政機関に対するもの、②警察、検察又は裁判所に対するもの、③国会に対するものである（同法2条2項）。訴えは②の中に位置づけられる。本号の「国会に対する請願」は③を指す場合に使われる言い回しである。

「請願法」というときの「請願」は「ホントウック」というラオ語を使っており、このラオ語は正に「請願」の意味である。他方上記①～③はこの「請願」の下位概念であり、「請願」という訳語を使うと紛らわしくなることから、敢えて「請願」ではない別の訳語をあてている。

1. 裁判所の裁判が完全に執行された場合。
2. 債権者が権利を放棄した場合。債権者が召喚を受けながら、十分な理由なく3回にわたって執行官のもとに出頭しないときは、上記同様に権利を放棄したものとみなす。
3. 執行を受ける者が死亡し、法律上その財産及び権利義務が相続されない<sup>592</sup>場合。
4. 判決が変更、取下げ又は取消<sup>593</sup>をされて当事者に義務がなくなった場合。

判決執行が終了したときは、判決執行官は判決執行局又はユニットの長に報告し、事件終結命令<sup>594</sup>を発してもらい、当事者、人民検察官、選挙区の国会事務所及び地方当局<sup>595</sup>に通知する。

## 第XV編 再審<sup>596</sup>

### 第313条 検討を再開する場合の事件の受理

再審とは、当事者の請求<sup>597</sup>に基づき又は最高人民検察院の長の責務により行われる手続

<sup>592</sup>「財産及び権利義務が相続されない」と訳したが、原文は厳密には「他人に相続される財産、権利及び義務がない」という表現になっている。この表現はラオスの相続制度を前提としている。すなわち、ラオスでは相続人は相続した積極財産の範囲内でしか債務を承継しない（相続法（No. 02/NA, 2008年12月8日）56条1項）。そのため、しかるべき財産（消極財産を超える積極財産）があって初めて相続が起きるという発想になりがちである。そして、その見地から、いわゆる「相続が起きない」場合の圧倒的多数は「相続人がいない」からではなく「財産がない」ことによると思われる。

<sup>593</sup>「変更、取下げ、取消」＝「ピャンペン、ニョックルーク、ロップラン」。言葉の問題として、「変更」には疑義がない。「ロップラン」については無効であるべきものを公的権威が無効であると権威づけるものであり、この場合も判決の効力を失わせるものと考えられ、「取消」というのが近いと思われる（脚注86参照）。他方で「ニョックルーク」が何を意味するかは不明である。言葉の意味としては契約等の「解除」、判決における「棄却」などに使われる言葉である。判決執行法（脚注583参照）では、判決の執行に、判決との齟齬や法令等との抵触などがある場合に判決の執行の「変更、取下げ又は取消」をすることをしている（同法42条）が、本条は「判決の変更、取下げ又は取消」を規定しており、確定判決がいかなる場合に「変更、ニョックルーク、取消」されるのか明確ではない。

「取消（ロップラン）」は再審や、欠席裁判の場合で欠席した者から異議申立がある場合などに起こりうるが、「ニョックルーク」が起こる場面は明らかでなく、そのため「ニョックルーク」を意味から訳すことができない。さしあたり「取下げ」の訳をあてている。

<sup>594</sup>「事件終結命令」＝「カムサンピットサムヌワンカディー」。直訳は「事件記録を閉じる命令」。

<sup>595</sup>「地方当局」＝「オンガンボッコントーンティン」。

<sup>596</sup>「再審」＝「（ガン）フーフンカディー」。「事件の再開」という意味。

<sup>597</sup>「請求」＝「カムホーンコー」。再審の「申立」ないし「請求」にあたる言葉として「（カム）ホーンコー」「（カム）サヌー」「サヌーコー」「コー」などが使われているが、厳密に使い分けられてはいないようである。特に、再審の構造として、当事者は直接最高裁に申立ができないため、当事者から最高検への申立（①）と、最高検から最高裁への申立（②）があるが、①と②の申立で厳密に言葉を使い分けようには思われぬ。313条では①を「ホーンコー」、②を「サヌー」としている。314条では②を「サヌー」、①を「サヌーコー」としている。315条5号は①を「サヌー」としている。316条は①を「サヌーコー」、②を「サヌー」としている。317条1項は①を「ホーンコー」及び「コー」としている。317条2項は②を「サヌー」としている。以上から、②は「サヌー」と呼ぶ、と考えて良いように思われるが、「サヌー」は②を意味する、とは言えないようである。また、①は様々な表現が使われるようである。

である。最高人民検察院の長の責務による再審は、法の適正<sup>598</sup>のために行われる。

確定した命令、決定、第一審判決及び上訴審判決が再審の対象となる<sup>599</sup>。

最高人民裁判所は、最高人民検察院の長が新たな情報、証拠に基づき再審を申し立てるときのみ、再審として事件記録を受け取り検討に付することができる。

最高人民裁判所のみが、再審として事件を検討する権限を有する。

### 第314条（新設） 検討を再開しない場合の事件の不受理

最高人民検察院の長が再審をしないと決定<sup>600</sup>し又は最高人民裁判所が再審申立を棄却する判決をした事件については、法律に規定する場合を除き、当事者は再度当該問題について再審を請求することはできない。

### 第315条（改訂） 再審事由<sup>601</sup>

新たな情報、証拠がみつかったとして再審が行われるのは以下の事由がある場合である。

1. 事件の証人による虚偽の証言<sup>602</sup>、鑑定人による虚偽の意見、虚偽の通訳又は偽造証拠<sup>603</sup>があり、それによって裁判が誤ったものとなった場合<sup>604</sup>。
2. 裁判官又は人民検察官が一方に偏っており、事件の判決が誤ったものとなった場合。
3. 事件に関する新たな情報又は証拠があり、それが事件手続の中で申し立てられておらず且つ再審を求める者において判決の時点で当該情報又は証拠について知ることができなかつた場合。
4. 判決をした時点で裁判所が知らなかつたような新たな情報、証拠があることを窺わせるその他の事由がある場合。

<sup>598</sup> 「法の適正」＝「クワームトゥークトーンターンダーンゴツマイ」。「クワームトゥークトーン」は「正しいこと」。「ターンダーンゴツマイ」は「法律的に」「法律面で」。法が正義を保つため、というニュアンスと思われる。

<sup>599</sup> 原文は「再審をされうる」。

<sup>600</sup> 「決定」＝「トクロン」。裁判所においては「裁判」の意味であるが、一般には「判断」や「決定」を意味する。直接の意味は「合意」である。脚注11及び104参照。

<sup>601</sup> 「再審事由」＝「サヘートティーパーハイミーガーンフーフーンカディー」。直訳は「事件の再開をもたらす事由」。

<sup>602</sup> 「虚偽の証言」＝「ハイガーンテット」。「テット」は事実と異なることを意味する。一般人の感覚として「ハイガーンテット」というと単なる間違いではなく、意図的なものを想像するようであるが、外縁は曖昧なようである。

なお、刑法（No. 12/NA, 2005年11月9日）164条は偽証罪を定めるところ、そのタイトルは「ハイガーンテット」であり上記と同じラオ語である。また、同条本文では、「証人…が、意図的に（ドーチェッター）真実と異なる証言…をしたときは…」としており、言葉のうえでも「ハイガーンテット」となるためには意図が必要であるかのように読める。

<sup>603</sup> 「偽造証拠」＝「ラクターンポーム」。「ポーム」は刑法（前脚注参照）において「偽造紙幣」（同法63条）や「偽造文書」（同法161条）として使われている「偽造」と同じ言葉である。

<sup>604</sup> 原文の構造によると「証人が虚偽の証言をし(①)又は鑑定人が虚偽の意見を述べ(②)、虚偽通訳(③)又は偽造証拠(④)」の後に関係代名詞によって「裁判を誤らせるような…」という修飾が為されている。関係代名詞以下は①の「証言」、②の「意見」、③の「通訳」、④の「証拠」にかかる。①と②が文章、③と④が句であるから訳しにくく、本文のようにしている。

5. 自身の正当な権利、利益との抵触があるにもかかわらず、当該確定判決の訴訟手続に参加していなかった者からの再審の申立がある場合。

### 第316条（改訂） 再審請求期間

当事者は、判決が確定した日から1年以内に再審の請求をすることができる。訴訟手続に参加しなかった第三者については、当該判決を知った日から起算する。

最高人民検察院の長は、法の適正<sup>605</sup>のために期間の制限なく再審を申し立てる権限を有する。

### 第317条 再審請求書の提出

当事者又は第三者は、新たな情報又は証拠を見つけた場合、最高人民検察院に対して再審の請求書を提出する権利を有する。再審を求める当事者は、法令に従って再審請求の費用を払わなければならない。

最高人民裁判所は、最高人民検察院の長の再審申立書に基づき且つ破棄審における事件審理の規則<sup>606</sup>に従って、事件を再審としての検討に付する。

### 第318条（新設） 再審の手続

当事者による再審請求書を受け取ったときは、最高人民検察院は当事者及び事件に関係するその他の者を召喚して再審の請求について告知するとともにその理由を説明させ、併せて情報、証拠を詳細に審査し、再審事由がないときは再審をしない旨の決定<sup>607</sup>を発し、再審事由があるときは最高人民裁判所に対して再審申立を行う。

再審をしない旨の決定又は再審申立は当事者又は事件に関係する者に通知する。

再審申立書を受け取ったときは、最高人民裁判所は事件記録、情報、証拠を完全に、包括的に且つ客観的に調査、検討しなければならない、そのうえで裁判官会議<sup>608</sup>の検討に付する。

### 第319条 再審における判決の種類

最高人民裁判所が再審として行う判決には以下がある。

1. 最高人民検察院の長による再審申立を棄却する。
2. 確定した第一審判決又は上訴審判決を破棄する。その後事件記録を第一審裁判所の別の合議体に送付し、法令に従って検討させる。

<sup>605</sup>「法の適正」＝「クワームトゥークトーンターンダーンゴツマイ」。脚注598参照。

<sup>606</sup>「事件審理の規則」＝「ラビヤップガンピチャーラナー」。脚注398参照。

<sup>607</sup>「決定」＝「トクロン」。脚注600参照。

<sup>608</sup>「裁判官会議」＝「サパープーピーパークサー」。裁判官会議は各裁判所に設置され、所長、副所長、裁判部の長及びその他の裁判官らからなる各裁判所の最高レベルの会議である。最高裁の場合のみ「サパープーピーパークサー」の語を用い、下級裁判所の場合は「カナパターン」という言葉が使われる。2009年人民裁判所法（No. 10/NA, 2009年11月26日）32条及び33条参照。



### 第320条（新設） 再審をしないと判断する場合の手続

最高人民裁判所が、調査のうえ再審申立に再審を基礎づけるだけの理由がないと判断したときは、最高人民裁判所は再審をしない旨の判決を下し、管轄を有する判決執行局又はユニットに事件記録を送付する。

### 第321条（新設） 再審をする場合の手続

最高人民裁判所は、再審をする旨の判決を下したあと、法律の定める手続に従って、管轄を有する第一審裁判所の別の合議体に事件記録を送付しなければならない。

第一審裁判所は、事件記録内の従来の情報、証拠と新たな情報、証拠を併せて、第一審裁判所における審理の規則に従って当該事件の手続を全てやり直さなければならない。

この場合、第一審裁判所の判決は、以前に各審級の裁判所における手続概要<sup>609</sup>について言及しなければならない。

## 第XVI編

### 民事非訟申立がある場合の手続

#### 第1章

### 民事非訟申立に関する一般原則

### 第322条（新設） 民事非訟申立の検討

非訟申立とは、紛争になっていないが当事者が何らかの問題について裁判所に確認又は認定を求める必要があり、裁判所は通常事件類似の手続を被告ないし相手方なしに行うものである<sup>610</sup>。

### 第323条（新設） 申立にかかる検討の範囲

裁判所は、申立がこの法律の331条、337条、343条及び351条に定めるところに従っている場合は、当該申立を検討することができる。

地区人民裁判所は、民事<sup>611</sup>及び家事に関する民事非訟申立を検討する管轄を有し、商事及び少年に関する非訟申立は県、首都人民裁判所及び少年裁判所<sup>612</sup>が検討を行う権限と責務を有する。

### 第324条（新設） 裁判所に検討を求める申立書

裁判所に検討を求める申立は書面で行い<sup>613</sup>、管轄を有する裁判所に提出しなければならない

<sup>609</sup> 「手続概要」＝「フープカディー」。脚注513参照。

<sup>610</sup> 本条の内容及び「確認」「認定」等の語句については3条2号及び脚注3参照。

<sup>611</sup> この「民事」は裁判所における「民事部」というときの「民事」、すなわち家事、商事、少年、刑事等と対置される意味での「民事」であり、日本における「民事」より狭い。

<sup>612</sup> 脚注486参照。

<sup>613</sup> 原文は「申立書は書面でなくてはならず」。

ない。

申立書は以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 申立人の氏名，年齢，職業及び住所。
2. 申立人と申立にかかる出来事との関係。
3. 事件にかかる出来事の概要。
4. 裁判所に検討することを申し立てる問題<sup>614</sup>。
5. 申立人の署名及び拇印。

申立人は，申立書に関係する書類，証拠を添付し，村当局の認証を得なければならない<sup>615</sup>。

### 第325条（新設） 事件手続に参加する者<sup>616</sup>

非訟申立にかかる事件手続に参加する者は，申立人，関係する機関ないし組織の代表者，証人及び<sup>617</sup>第三者である。

申立人は事件手続に参加し，裁判所に対する申立について説明しなければならず，裁判所は申立にかかる問題点<sup>618</sup>に関する情報又は説明のために，関係者を招聘して事件手続に参加させる。申立が国家，子ども及び行為無能力者の権利，利益に関わる時は，人民検察官を参加させるべく招聘しなければならない。

### 第326条（新設） 法廷における申立の審理

裁判所は，申立にかかる審理を公開の法廷で行わなければならない。開廷の規則<sup>619</sup>については第一審裁判所における通常の期日の手続と同様に行う。

合議体は申立人に意見を述べさせ，証人及びその他の関係者の尋問を行う。

合議体は，法廷で情報，証拠を審理し，人民検察官に意見を求め，その後密室での検討を行う。

### 第327条（新設） 民事非訟申立にかかる裁判

民事非訟申立にかかる裁判は，裁判所が判決でしなればならず，その内容として，事件にかかる出来事及び各問題点に対する [判断の] 理由を詳細に記載しなければならない。

---

<sup>614</sup> 「問題」 = 「バンハー」。

<sup>615</sup> 本項の原文は「申立人は関係する書類，証拠を申立書に添付し，あわせて村当局を通さなければならない」と読める。ラオスの実情に鑑みると，申立書に申立人が所在する村の村長の認証印を押してもらわなければならないという意味であろうと思われる。

<sup>616</sup> 「事件手続に参加する者」 = 「プーカオフナムナイガンダムヌーンカディー」。言葉自体は第V編第1章のタイトル及び69条のタイトルと同じであるが，ここでは「カディー」を本来の意味である「事件」と訳している。

<sup>617</sup> 原文は「又は」。

<sup>618</sup> 「問題点」 = 「パデン」。「パデン」は「事項」「点」「issue」といった意味の言葉であるが，ここでは申立が含まれている争点 / 論点に近いものを指していると思われる。

<sup>619</sup> この「規則」については脚注398参照。

民事非訟申立にかかる判決は、確認のためにその審級に対応する人民検察院に送付しなければならない。また控訴又は異議申立がないときは執行のために判決執行局又はユニットに送付しなければならない。

### 第328条（新設） 控訴又は異議申立

申立人、その他の関係者又は各人民検察院の長は、民事非訟申立にかかる裁判所の判決に対して、この法律の262条<sup>620</sup>に定める通常の控訴に関する規則に従い、控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

### 第329条（新設） 控訴又は異議申立の期間

申立人、その他の関係者又は各人民検察院の長は、裁判所の判決に対して、判決を知った日から20日以内に控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

### 第330条（新設） 民事非訟申立の種類

民事非訟申立は主として以下の各種に分けられる。

1. 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立。
2. 何人かが失踪し又は死亡したと宣告することを求める申立。
3. 土地登記証又はその他の書類が紛失したことの確認を求める申立。
4. 債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立。

## 第2章

### 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立

#### 第331条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立書

父母、後見人<sup>621</sup>又は学校若しくは関係機関の代表者は、その管理下にある者が行為無能力者であるとする認定について、審理、判決するよう裁判所に申し立てる権利を有する。

申立は書面でしなければならない。裁判所の書式に従って全ての事項が書かれ且つその者が行為無能力者であると確認できる証拠書類、例えば医師団<sup>622</sup>の診断書など、を添えなくてはならない。

申立人又は委任を受けた者は、管轄を有する第一審裁判所に申立書を提出しなければならない。

<sup>620</sup> 263条の誤りではないかと思われる。262条は期間であるところ、期間は次条が定める。通常事件の控訴申立にかかる一般的な規則は263条が定める。

<sup>621</sup> 「後見人」＝「プーポッコーン」。脚注116参照。

<sup>622</sup> 「医師団」＝「カナペート」。「カナ」はグループ、チームなど、「ペート」は「医師」。個人の医師より権威の高いものを表現したいものと思われる。

### 第332条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立書の検討のための受理<sup>623</sup>

申立書を受け取ったときは、裁判所はこれを検討に付さなくてはならない。但し、当該申立書がこの法律の324条に照らして不適切<sup>624</sup>又は不完全であるときはこの限りでない。不適切である場合、裁判所は申立人に指示して問題の部分を修正させたくて検討のために受け取る。

申立書が適正であるときは、裁判所は事件に係属<sup>625</sup>させ、15日以内に検討に付さなくてはならない。

### 第333条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定する手続の規則

裁判部の長は、裁判官の一人に事件記録を渡し、情報、証拠及び医師団の診断書の精査並びに監護者及びその他の関係する証人の聴取り<sup>626</sup>をさせなければならない。情報、証拠が完全且つ十分であると判断したときは、裁判官は審理、判決のために事件の出来事を要約する。

法廷における審理の規則はこの法律の326条に定めるところに従う。

事件手続中に、行為無能力者として申し立てられた者が通常の状態に回復し、その旨の医師団の診断書があるときは、申立人は申立を取り下げなければならず、裁判所は当該事件を却下しなければならない。

### 第334条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定する判決

裁判所は、何人かが行為無能力者であると認定し又は認定しない判決を下す。裁判所が、何人かが行為無能力者であると認定する判決を下すときは、申立の有無にかかわらず当該判決の中でその者の後見人<sup>627</sup>を定めなければならない。

### 第335条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定する判決の効果<sup>628</sup>

何人かが行為無能力者であると認定する判決があったときは、その者の行為、例えば契約の締結、は法的効果を有しない。

行為無能力者の財産は、その者の後見人の管理下に置かれる。当該後見人は、扶養養育

---

<sup>623</sup> 「検討のための受理」 = 「ガーンハップ…マーピチャーラナー」。ここで「受理」と訳した「ハップ」は168条や本条本文では「受け取った」と訳しているもの。第一審通常事件の規定においては「ハップ」を「受取り」、「ハップアオ」を「受理」と訳すことが多かったが、ラオスの法律上「ハップ」と「ハップアオ」に明確な効果などの違いはない（脚注293参照）。

<sup>624</sup> 「不適切」 = 「ポートウクトーン」。「正しくない」という意味。

<sup>625</sup> 「事件に係属」 = 「クンフオーン」。脚注64及び329参照。

<sup>626</sup> 「聴取り」 = 「ソーブターム」。

<sup>627</sup> 「後見人」 = 「プーポッコーン」。脚注90及び116参照。

<sup>628</sup> 「効果」 = 「ポンサトーン」。



又は財産が散逸<sup>629</sup>しないよう維持管理<sup>630</sup>するという目的の範囲内で、その財産を使う権限を有する。

### 第336条（新設） 行為無能力者であると認定する判決の取消<sup>631</sup>

行為無能力者が通常の状態に回復し、その旨の医師団の診断書があるときは、申立人又は本人は該当する第一審裁判所に対して、行為無能力者であると認定する判決を取り消す判決を検討するよう申し立てる権利を有する。

判決取消の検討は、15日以内に完了しなくてはならない。

裁判所が当該判決を取り消したときは、その者の権利は全て回復する。

## 第3章

### 何人かが失踪し又は死亡したと宣告することを求める申立

#### 第337条（新設） 失踪又は死亡の宣告を求める申立書

夫若しくは妻、父、母、親戚又は関係する組織は、何人かが失踪し又は死亡したとする宣告について、審理、判決するよう裁判所に申し立てる権利を有する。申立は書面でしなければならない。裁判所の書式に従って全ての事項が書かれ且つその者が失踪し又は死亡したと確認できる書類を添えなくてはならない。

何人かが失踪したと宣告することを求める申立書については、その者が家族のもとから姿を消して<sup>632</sup>2年間連絡がなく又は事故に起因して6ヶ月間音信がない旨を記載し、通報、広告又はその他の手段により探したことが確認できる書類を添付しなくてはならない。何人かが死亡したと宣告することを求める申立書については、その者が戦争又は災害で姿を消し、戦争又は災害が終わったあと捜索<sup>633</sup>したものの遺体も痕跡も発見できない状態が2年間続いたということについて、証人、専門家<sup>634</sup>又は医学専門官による裏付けをもって確認できる証拠があることについて記載しなければならない。

申立人又は委任を受けた者は、管轄を有する第一審裁判所に申立書を提出しなければな

<sup>629</sup>「散逸」＝「トクヒヤシアハイ」。

<sup>630</sup>「維持管理」＝「ポツパクハクサー」。

<sup>631</sup>「取消」＝「ロップラーン」。ロップラーンは訴訟手続の中では判決の破棄や破棄審などの「破棄」に使われるが、本来的な用法としては「取消」ないし「無効化」である。実体法上の用法について脚注86参照。

<sup>632</sup>「姿を消して」＝「ハイパイ」。

<sup>633</sup>「捜索」＝「ソークハー、ソークコン」。通常「ソークハー」だけで「探す」という意味であり、「捜索」と訳することができる（前文にある「探した」は「ソークハー」である）。法律上も多くは「ソークハー」のみが使われる。しかし厳密に「ソークハー」と「ソークコン」を比較すると、前者は歩き回ったり見回ったりして視覚的に探すことであり、後者は物をどけたり分け入ったりして、隠れているものを探すことであるという。ここでは「ソークハー、ソークコン」とすることで「十分詳細に探した」というニュアンスを出したいものと思われる。

<sup>634</sup>「専門家」＝「プーシオサーン」。訴訟手続の中では「鑑定人」と訳しているが、ここでは手続外なので元の意味である「専門家」と訳している。

らない。

### 第338条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告することを求める申立書の検討のための受理

申立書を受け取ったときは、裁判所は当該申立書がその権利を有する者から提出されているか否か、当該申立書が裁判所の書式に沿っていて、その内容が完全且つ適正であり、当該申立に関する十分な情報、証拠があるか否かを確認しなければならない。申立書が不適切であるときは、裁判所は申立人に指示して問題の部分を修正させたりして検討のために受け取る。

申立書が適正であるときは、裁判所は事件に係属<sup>635</sup>させ、15日以内に検討に付きなくてはならない。

### 第339条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告する事件の手続の規則

裁判部の長は、裁判官の一人に事件記録を渡し、情報、証拠、通報及び捜索の事実を確認できる書類について精査させなければならない。情報、証拠が完全であると判断したときは、裁判部はその者宛てに合意書<sup>636</sup>を發し、3ヶ月間、マスメディア並びに管轄する人民裁判所の庁舎、村当局事務所及びその者の最後の住所地における掲示によって広告する<sup>637</sup>。

掲示期間が満了したときは、裁判部は当該事件を法廷での審理、判決に付する。法廷における審理の規則は、この法律の326条に定める規則に従う。

事件手続中にその者が戻ってくるか又は申立が取り下げられたときは、裁判所は当該事件を却下しなければならない。

### 第340条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決

裁判所は、何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告する判決又は申立を棄却する判決、すなわち何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告しない判決を下し<sup>638</sup>、裁判所において何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告する判決を下す場合は、判決の中でその者の財産管理人の選任について判断しなければならない。

<sup>635</sup> 「事件に係属」＝「クンフオーン」。脚注64及び329参照。

<sup>636</sup> 「合意書」＝「カムトクロン」。脚注11参照。ここでは「裁判」の意味ではなく、裁判部としてのある種の公式文書を指している。「決定」といった意味であるが、裁判形式としての「決定」（カムシーカート）ではなく、紛らわしいためここでは原文に忠実に訳している。

<sup>637</sup> 原文は「合意書を發する、マスメディア並びに…における掲示によって、3ヶ月間に渡り」となっている。述語を意識している。

<sup>638</sup> 「又は」以下は、「申立を棄却する判決」(①)と「何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告しない判決」(②)が接続詞「ルー」で結ばれている。「ルー」は通常「又は」にあたり、①と②が選択的であるかのようにも読める。しかし、②の原文は「何人かが失踪し若しくは死亡した」の否定形ではなく「何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告する」の否定形であることから、①と②は実質的に同じことを述べていると思われる。

### 第341条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決の効果

裁判所において何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決を行ったときで、その者が財産を有するときは、その者の債権者は、その者の財産を公売<sup>639</sup>して債務の支払いに充てるよう求める申立をする権利を有する。

その者の相続人は、法律に従って相続分を受け取る権利を有する。

その者の財産管理人は、財産の維持管理又は子（いれば）<sup>640</sup>の養育のために、財産を処分する権限を有する。

### 第342条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決の取消を求める申立

裁判所において失踪し又は死亡したと宣告する判決を下された者が帰還し又は生存しているという信頼できる<sup>641</sup>証拠があったときは、申立人又は本人は該当する第一審裁判所に対して、その者が失踪し又は死亡したと宣告する判決を取り消す判決を検討するよう申し立てる権利を有する。

判決を取り消すよう求める申立には、その者が生存していることが確認できる書類及び証拠を添付し、家族に連絡しなかった理由を示さなくてはならない。

何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決の取消の検討は、15日以内に完了しなくてはならない。

裁判所が当該判決を取り消したときは、その者の権利は全て回復する。残っている<sup>642</sup>財産はその者に返還されなければならない。

## 第4章

### 土地登記証を紛失したことの確認を求める申立

### 第343条（新設） 土地登記証を紛失したことの確認を求める申立書

土地登記証を紛失したことの確認を求める申立書は管轄を有する地区の土地管理当局を通じて提出しなければならない。申立書には、土地の履歴及び土地登記証を紛失した理由について記載し、関連する証拠書類（あれば）<sup>643</sup>を添付しなければならない。

---

<sup>639</sup>「公売」＝「パガートカーイ」。「パガート」は「公示」「掲示」等を意味し、「カーイ」は「売却」を意味する。「競売」や「公売」に近いラオ語としては別に「パムーンカーイ」「カーイレラン」などがある。いずれにしてもラオスで公売や競売のシステムがあるわけではなく、実質的な意味としてはいずれも「強制的に売却する」という程度にとどまる。上記のように様々な類似の語があるのも、システム自体がないことによると思われる。

<sup>640</sup>「（いれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

<sup>641</sup>「信頼できる」＝「スアトゥーダイ」。脚注131参照。

<sup>642</sup>「残っている」＝「ルーアユー」。「ルーア」は「remain」の意味。換価や第三者への譲渡等、どこまで本項の射程に含まれるかについては、語句自体には参考となるニュアンス等はない。

<sup>643</sup>「（あれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

### 第344条（新設） 土地管理当局による調査

土地管理当局は、申立書を受け取ったら、当該土地の調査を行い、情報、証拠及び履歴を収集し、その後当該出来事に関する報告書及び意見書を作成し、申立人がこれらを土地登記証紛失の審理のために裁判所に提出する。

### 第345条（新設） 土地使用者<sup>644</sup>者に対する確認

裁判所は、土地管理当局から申立書及び情報、証拠を受け取ったら、土地使用者者を召喚して証言をさせ、その者による当該土地使用者者の取得について確認するとともに、土地登記証の紛失が間違いないことを確認する<sup>645</sup>。

### 第346条（新設） 土地登記証を紛失したことの確認にかかる裁判所の検討

裁判所は、審理、判決に先立って、村当局及び関係機関とともに当該土地の検証を行い、しかる後に、3ヶ月間、土地の所在地、土地のある村の村当局事務所及び管轄する人民裁判所の庁舎に通知を掲示し又はマスメディアを通じて広告する。争い又は権利主張<sup>646</sup>する者がいないときは、裁判所は当該土地登記証を紛失したことを確認する判決を下す。

### 第347条（新設） 土地登記証を紛失したことを確認する判決

土地登記証を紛失したことを確認する判決は、最高人民裁判所の定めるところに従い特別の構成<sup>647</sup>を用いる。判決には土地の履歴及び土地登記証を紛失した理由を記載する。

土地登記証を紛失したことを確認する判決は、判決の日から強制執行力<sup>648</sup>を有する。

### 第348条（新設） 土地登記証の新しい写し<sup>649</sup>の発行

裁判所が判決を行ったあと、申立人はその判決をもって土地登記証の新しい写しを発行してもらおう。管轄を有する土地管理当局は、規則に従った申請があれば、判決に従って土地登記証の新しい写しを発行しなければならない。

### 第349条（新設） 土地登記証を紛失したことを確認する判決に対する控訴又は異議申立

申立人は、土地登記証を紛失したことを確認しない判決に対して、判決の日から20日以内に控訴申立をする権利を有する。

土地管理当局が土地登記証の写しを発行する段階において、異議申立をする者がいるときは、その者は、検討のため、管轄の裁判所に異議申立書を提出しなければならない。

<sup>644</sup>「土地使用者」＝「シットナムサイティーディン」。脚注369参照。

<sup>645</sup>「間違いないことを確認する」＝「ハッパガン」。「ハッパガン」は「保証する」「請け合う」という意味。ここでは「それが事実であると念を押す」ということと思われる。

<sup>646</sup>「権利主張」＝「タクトゥワン」。意識している。

<sup>647</sup>「構成」＝「コーンハーン」。249条記載のような判決文の構造のことと思われる。

<sup>648</sup>「強制執行力」＝「ポンバンカップパティバット」。脚注204参照。

<sup>649</sup>「写し」＝「サムナオ」。



判決に対する異議申立があるときは、裁判所は土地登記証の写しの発行の差止命令<sup>650</sup>を發したうえて、当該異議申立を審理、判決に付する。

## 第5章

### 債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立

#### 第350条（新設） 債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立が許される事件類型

裁判所は、以下の場合、債務者（被告）<sup>651</sup>が手続から逃げているものとして事件を審理、判決に付することができ、この場合当該判決は面前での判決とみなす。

1. 消費貸借契約<sup>652</sup>に関して、原告が金銭の返還を求めて訴えを提起したにもかかわらず、債務者が逃げて、そのことに理由がなく又は連絡が取れない場合であって、財産を残している<sup>653</sup>場合。
2. 夫婦関係に関して夫又は妻が逃げていて、そのことに理由がなく又は連絡が取れない場合。
3. 被告が逃げていて、そのことに理由がなく又は連絡が取れないその他の場合。

#### 第351条（新設） 債務者が逃亡した場合に裁判所に検討を求める申立書

裁判所が債務者（被告）<sup>654</sup>を召喚して答弁させることができず且つ債権者（原告）<sup>655</sup>も被告の新たな住所を知らず、連絡を取ることができない<sup>656</sup>ときは、原告は、被告の参加なしに検討するよう裁判所に求める申立をすることができ、その場合、[裁判所は] この法律の354条及び355条に定める手続に従って申立を検討に付する。

<sup>650</sup>「差止命令」＝「カムサンアーニャツ」。「アーニャツ（ト）」については脚注22参照。

<sup>651</sup>「債務者（被告）」＝「ルークニー（ジャムルーイ）」。原文も括弧書。

<sup>652</sup>「消費貸借契約」＝「サンニャークーユーム」。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）56条では「サンニャークーユーム」について「金銭又は財物」（グンルーサブシンコーン）を対象としており、この定義は民法典草案でも維持されている（2017年6月現在）。よって「消費貸借契約」とするのが正しいが、現実の社会では概ね「金銭消費貸借」の意味で理解される傾向がある。ここでも、一般のラオス人には「貸金契約」という読み方をされることが多いと思われる。本条本文でも金銭に限ったかのような表現が出てくるのはそのためである。

<sup>653</sup>「残している」＝「パ…ワイ」。

<sup>654</sup>「債務者（被告）」＝「ルークニー（ジャムルーイ）」。原文も括弧書。

<sup>655</sup>「債権者（原告）」＝「チャオニー（ジョート）」。原文も括弧書。

<sup>656</sup>「…知らず、連絡を取ることができない」。原文は「…を知らず又は（ルー）連絡を取ることができない」。文脈からして厳密には「又は」ではなく「且つ」であろうと思われる。両者の使い分けについて、脚注53参照。

### 第352条（新設） 被告<sup>657</sup>が逃亡した場合の申立書の検討のための受理

被告が逃亡し、原告が被告の参加なしに審理、判決を求めようとする申立書を裁判所に提出したときは、裁判所は当該申立書を検討のために受理しなければならない。但し、この法律の324条に定めるところに照らして不適切、不完全であるときはこの限りでない。不適切であるときは、裁判所は申立人に指示して問題の部分を修正させる。

申立書が適正であると判断されたときは、裁判所は事件に係属<sup>658</sup>させようとして検討に付さなくてはならない。

### 第353条（新設） 被告が逃亡した場合の事件手続の規則

裁判部の長は、当該事件を審理、判決に付する前に、裁判官の一人に事件記録を渡し、原告の訴えに基づいて情報、証拠の調査、収集をさせるとともに、父母、近親者、被告の所属機関又は村長を召喚又は招聘して裁判所で証言をさせ且つ被告を探して答弁させるべく掲示又はマスメディアによる通知をしなければならない。

審理は、この法律の326条に定める規則に従う。

### 第354条（新設） 裁判所の召喚状の掲示<sup>659</sup>

裁判所が申立書を受け取り、原告に対する確認を終えたら、裁判所は、被告の最後の住所地、村当局事務所及び手続中の人民裁判所裁判所庁舎に、3ヶ月間、裁判所の召喚状を掲示して、被告宛に出頭して訴状を受け取り、原告の訴状に対して答弁をするよう告知しなければならない。

### 第355条（新設） 親族の事件手続への参加

裁判所は被告の父母、近親者又は所属機関を召喚して被告の逃亡及び財産の詳細及びその他の関係する事項について証言をさせ、審理、判決のための情報としなければならない。

必要があるときは、裁判所は被告の財産の検証を行わなければならない。

### 第356条（新設） 被告が逃亡した場合の判決

原告の申立に理由があり又は理由がないと判断したときは、裁判所はこの法律の250条に定めるところに従い判決を下す。

---

<sup>657</sup> 本条、353条、356条、357条及び358条のタイトルでは「債務者が逃亡…」ではなく「被告が逃亡…」という表現が使われている。条本文面においても本章の本条以下は「債務者」ではなく「被告」が使われている。

<sup>658</sup> 「事件に係属」＝「クンフォーン」。脚注64及び329参照。

<sup>659</sup> 「掲示」＝「ティッパガート」。脚注261参照。

### 第357条（新設） 被告が逃亡した場合の判決の通知及び宣告

裁判所が原告の申立を認容する判決<sup>660</sup>を行ったときは、裁判所は当該判決を父母、近親者、所属機関又は村長であって欠席した者に対して通知し、しかる後に、当該判決を、30日間、財産の所在地、村当局事務所、関係機関及び被告の最後の住所地に掲示する。

### 第358条（新設） 被告が逃亡した場合の判決に対する控訴又は異議申立

原告は、判決を知ってから20日間、控訴又は異議申立をする権利を有する。

被告は、掲示期間の30日間及び掲示期間満了後20日間<sup>661</sup>、控訴又は異議申立をする権利を有する。当該期間内に控訴又は異議申立がない場合、当該判決は確定したものとし、3日以内に執行へと送付されなければならない。

### 第359条（新設） 判決に異議がある場合の再審理

判決に異議がある場合、裁判所は当該事件を新たな手続に付し、被告に答弁書を記載させて証拠とともに裁判所に提出させ、もって法定の手続を行う。

以前の証言、現場検証<sup>662</sup>及びその他の関係する証拠も〔再審理における〕証拠として扱われ、規則に従って裁判所の調査、検討に付される。

## 第XVII編

### 民事訴訟手続に関する国際協力

#### 第360条 民事訴訟手続の国際協力に関する原則

ラオス人民民主共和国の人民裁判所と外国裁判所との間の民事訴訟手続は、国家の領域における完全な独立と主権の尊重、相互の内政への不干渉、対等、相互利益並びにラオス人民民主共和国が加盟する二国間条約及び多国間国際条約の遵守<sup>663</sup>を原則とする。

当該外国との間に二国間条約及び多国間国際条約がないときは、ラオス人民民主共和国は、相互協力の原則に基づき、事件を検討の為に受理するが、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律に抵触することはできない。

#### 第361条（改訂） 国家間の事件の手続

ラオス人民民主共和国の人、組織若しくは企業であって外国の人、組織若しくは企業を

<sup>660</sup> 「申立を認容する判決」＝「タッシンヤンユーンタームガンホンコー」。ここでは「ヤンユーン」を「認容」と訳している。

<sup>661</sup> 原文は「掲示期間の30日間又は掲示期間満了後20日間」。

<sup>662</sup> 「現場検証」＝「(ガンロン) クワッサターンティーカツニェーン」。「クワツ(ト)」は調査や審査を、「サターンティー」は場所を、「カツニェーン」は争いを意味する。語句の意味としては「争いになっている土地の現場検証」のような印象を受ける。なおテクニカルタームとして110条が定める「現場の検証」（110条及び脚注101参照）とはラオ語が異なる。

<sup>663</sup> 「遵守」＝「ソートコーンガップ」。「～に沿う/適合する」という意味。

訴えようとするもの又は外国の人，組織若しくは企業であつてラオス人民民主共和国にいる人，組織若しくは企業を訴えたいと思う者は，司法共助<sup>664</sup>条約に基づいて行わなければならない。当該条約がない場合は，被告が居住する国の担当当局<sup>665</sup>に事件を送付して検討してもらうべく，外務省を通じて訴状を提出しなければならない。

外国人同士の争いで，契約においてラオス人民民主共和国の裁判所で解決すべきことを定めている場合は，この法律に従うものとする。

### 第362条（改訂） 外国裁判所の判決の承認

ラオス人民民主共和国は，以下の場合に<sup>666</sup>，在外ラオス人民民主共和国大使館，領事館又は代表組織を通じて〔受け取り〕，ラオ語に翻訳し，ラオス人民民主共和国の裁判所が承認を検討，判決するという方法によって，外国裁判所の判決を承認し且つ裁判所の判決を出す。

1. ラオス人民民主共和国が加盟している国際条約の加盟国の判決であるとき。
2. 当該判決が，ラオス人民民主共和国の主権を侵害せず且つ法律に反しないとき。
3. 当該判決が，ラオス社会の平穏及び秩序を侵害しないとき。

外国の仲裁廷の判断<sup>667</sup>については，外国裁判所の判決の承認と同様に行う<sup>668</sup>。

### 第363条（新設） 外国裁判所の判決の承認を求める申立書

外国裁判所の判決を検討，承認し，ラオス人民民主共和国で執行するよう求める申立書は，外務省を通じて提出しなければならないが，その後司法省に検討，調査をさせ，その後〔司法省から〕最高裁判所に指示をして，法令に従い管轄を有する裁判所へと送付させる<sup>669</sup>。

外国裁判所の判決を承認するよう求める申立書は，以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 申立人の氏名及び住所。

<sup>664</sup> 「司法共助」 = 「フワンムーターンダーンニュティットム」。

<sup>665</sup> 「担当当局」 = 「チャオナーティーキヤオコーン」。「チャオナーティー」は直接的には公務員等，公務を担う個人を指す。

<sup>666</sup> 以下の1～3の要件を全て満たさなくてはならないという趣旨なのか，いずれかを満たせば良いのかは語句自体からは不明確である。一般にこの書き方をするときはいずれかで足りるという趣旨であり，聞き取りをした裁判官の認識も同様である。他方で2及び3の要件は常識的に考えて常に要求されるべきものである。

<sup>667</sup> 「仲裁廷の判断」 = 「カムタッシンコーンガマゴーンタッシン」。

<sup>668</sup> 本条2項は2011年12月頃にまとめられた第三ドラフトまでは存在しなかった。最終段階で外国（当時の起草者の話ではUSAIDとのことであった）の強いすすめがあり挿入したとのことであった。

<sup>669</sup> 原文の構文は「権限を有する裁判所へ送付するために，〔それを〕最高裁判所に指示をする前に，司法省に検討調査を指示するために，外務省を通じて提出しなければならない」。意味としては「外務省に提出」→「外務省が司法省に指示」→「司法省が最高裁に指示」→「最高裁が担当する裁判所に送付」という流れである。流れに沿って訳している。また，原文からは，それぞれの指示を出す主体は，明示されていないものの文脈上ある程度明確である。すなわち，司法省に指示を出すのは外務省，最高裁に指示を出すのは司法省，担当裁判所に送付するのは最高裁である。



2. 外国裁判所の判決によれば敗訴した者の氏名及びラオス人民民主共和国における住所。
3. 未履行のまま残されている負債の額，財物を明示した申立書<sup>670</sup>。
4. 申立人の署名。

申立書はラオ語に翻訳し，公証人から適切であることの認証を得なければならない。  
この場合，事件手続にかかる費用は，裁判費用に関する法律<sup>671</sup>に従う。

### 第364条（新設） 申立書に添付する書類

申立書には以下の書類を添付しなければならない。

1. 当該外国裁判所の判決。
2. 当該判決が確定したことを証明する当該外国裁判所の書類。
3. ラオス人民民主共和国が加盟する多国間国際条約。
4. その他の関係書類。

上記書類はラオ語に翻訳して，公証人から適切であることの認証を得なければならない。

### 第365条（新設） 外国裁判所の判決の検討，承認手続

外国裁判所の判決を承認するよう求める申立書を受け取ったら，ラオス人民民主共和国の裁判所は，書類をまとめて事件記録を作成し，事件係属させなければならない，その後調査を担当する裁判官に渡す。

裁判所は，外国裁判所の判決によれば敗訴した者であって，ラオス人民民主共和国にいる者を召喚してこれを告知し，裁判所に対して説明をさせなければならない。

裁判所は，当該事件を，30日以内に審理，判決に付さなければならない。

裁判所は，該当する審級の人民検察院の長を招聘して，当該問題の審理に参加させなければならない。

### 第366条（新設） 外国裁判所の判決を承認し又は承認しない判決

裁判所は，検討のうえ，申し立てられた外国裁判所の判決を承認し又は承認しないことを判決する。

裁判所は，以下の場合には，検討のうえ，申立にかかる外国裁判所の判決を承認しないことを判決する。

1. 当該判決が未だ手続の過程にあり，確定判決ではないとき。
2. 当該外国裁判所の判決によるところの敗訴者が事件手続に参加しておらず，欠席裁判であったとき。
3. 外国裁判所が取り扱った事件が，ラオス人民民主共和国の裁判所において取り扱

<sup>670</sup> 本条2項柱書からは，これら1号～4号が申立書の記載内容であることは明らかであるが，3号だけ平仄があっていないように読める。

<sup>671</sup> 裁判費用法（No. 07/NA 2006年12月27日）。

うべき権限を有するものであったとき。

4. 当該判決が、ラオス人民民主共和国の憲法及び<sup>672</sup>法律に抵触するとき。

5. 外国裁判所の判決にその他の問題があるとき。

### 第367条（新設） 外国裁判所の判決の承認又は不承認の告知

ラオス人民民主共和国の裁判所が外国裁判所による判決を検討のうえ承認し又は承認しない判決をしたときは、当該裁判所は判決を当事者及び〔対応する〕人民検察院の長に告知のため送付しなければならない。当事者が外国にいるときは、裁判所は、司法省を通じて規則に従って当該判決の送付手続をとる。

### 第368条（新設） 判決に対する控訴又は異議申立

当事者又は〔対応する〕人民検察院の長は、外国裁判所の判決を承認し又は承認しない旨のラオス人民民主共和国の裁判所の判決に対して、判決の告知を受けてから20日以内に、控訴し又は異議申立をする権利を有する。

当該判決に対して控訴又は異議申立があったときは、裁判所は、当該控訴又は異議申立の理由を検討させるため、事件記録を控訴審裁判所に送付しなければならない。

当該問題に関する控訴審裁判所の判決は、確定判決とし、破棄申立はできない。

## 第VIII編 最終条項

### 第369条 執行機関

ラオス人民民主共和国の政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院がこの法律の執行者となる。

### 第370条 発効

この法律は、ラオス人民民主共和国の国家主席が施行の国家主席令を出した日から効力を有する。

この法律は、民事訴訟法02/NA、2004年5月17日に替えて施行する。

この法律に抵触するいかなる条項及び法規も効力を有しない。

国民議会議長

パーニー ヤートートゥー

---

<sup>672</sup> 脚注53参照。